

第 5 7 8 回

遊佐町議会定例会議案

令和 7 年 3 月 3 日

議 第 2 号

令和6年度 遊佐町一般会計補正予算（第10号）

令和6年度 遊佐町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 962,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,846,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月3日 提 出

遊佐町長 松 永 裕 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町税		1,274,237	△10,000	1,264,237
	1. 町民税	478,020	△26,000	452,020
	2. 固定資産税	681,966	14,000	695,966
	3. 軽自動車税	53,200	2,000	55,200
9. 地方特例交付金		3,000	52,890	55,890
	1. 地方特例交付金	3,000	52,890	55,890
10. 地方交付税		3,736,319	99,461	3,835,780
	1. 地方交付税	3,736,319	99,461	3,835,780
13. 使用料及び手数料		31,787	△1,475	30,312
	1. 使用料	24,479	△1,475	23,004
14. 国庫支出金		2,638,543	△642,539	1,996,004
	1. 国庫負担金	644,695	23,779	668,474
	2. 国庫補助金	1,992,133	△666,318	1,325,815
15. 県支出金		1,055,861	△141,430	914,431
	1. 県負担金	406,397	△60,466	345,931
	2. 県補助金	602,499	△80,709	521,790
	3. 県委託金	46,965	△255	46,710
16. 財産収入		10,700	5,399	16,099
	1. 財産運用収入	10,390	255	10,645
	2. 財産売払収入	310	5,144	5,454

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 寄附金		802,000	126,532	928,532
	1. 寄附金	802,000	126,532	928,532
18. 繰入金		1,337,451	△763	1,336,688
	1. 特別会計繰入金	40,840	1,242	42,082
	3. 基金繰入金	1,295,861	△2,005	1,293,856
20. 諸収入		388,750	△18,563	370,187
	4. 雑入	126,042	△18,563	107,479
21. 町債		1,537,700	△431,512	1,106,188
	1. 町債	1,537,700	△431,512	1,106,188
歳入合計		13,808,000	△962,000	12,846,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議会費		93,657	△1,500	92,157
	1. 議会費	93,657	△1,500	92,157
2. 総務費		2,928,761	△32,760	2,896,001
	1. 総務管理費	2,610,725	△28,388	2,582,337
	2. 徴税費	218,799	△2,922	215,877
	3. 戸籍住民基本台帳費	54,745	△1,450	53,295
	5. 統計調査費	12,928		12,928
3. 民生費		2,396,155	△135,788	2,260,367
	1. 社会福祉費	1,422,172	△35,870	1,386,302
	2. 児童福祉費	764,217	△6,739	757,478
	3. 災害救助費	209,766	△93,179	116,587
4. 衛生費		587,251	△14,565	572,686
	1. 保健衛生費	325,409	△65	325,344
	2. 清掃費	243,842	△14,500	229,342
5. 労働費		34,286	△12,400	21,886
	1. 労働諸費	34,286	△12,400	21,886
6. 農林水産業費		864,479	58,420	922,899
	1. 農業費	688,613	13,504	702,117
	2. 林業費	135,028	34,856	169,884
	3. 水産業費	40,838	10,060	50,898

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		1,057,152	△88,181	968,971
	1. 商工費	1,057,152	△88,181	968,971
8. 土木費		1,265,524	△85,413	1,180,111
	1. 土木管理費	42,436	△900	41,536
	2. 道路橋梁費	448,982	5,487	454,469
	3. 河川費	19,185	△1,500	17,685
	5. 住宅費	239,878	△88,500	151,378
9. 消防費		338,113	272	338,385
	1. 消防費	338,113	272	338,385
10. 教育費		862,772	△30,630	832,142
	1. 教育総務費	276,732	△3,689	273,043
	2. 小学校費	110,797	△614	110,183
	3. 中学校費	100,565	△1,249	99,316
	4. 社会教育費	213,757	△22,773	190,984
	5. 保健体育費	160,921	△2,305	158,616
11. 災害復旧費		2,380,198	△620,325	1,759,873
	1. 農林水産業施設災害復旧費	1,477,660	△280,400	1,197,260
	2. 公共土木施設災害復旧費	543,030	△200	542,830
	4. 文教施設災害復旧費	359,508	△339,725	19,783
12. 公債費		960,500	870	961,370
	1. 公債費	960,500	870	961,370

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13. 諸支出金		21,152		21,152
	1. 諸支出金	21,152		21,152
歳 出 合 計		13,808,000	△962,000	12,846,000

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 . 総 務 費	1 . 総 務 管 理 費	庁舎管理費(臨時)	4, 2 4 3
2 . 総 務 費	1 . 総 務 管 理 費	遊佐パーキングエリアタウン整備事業	3 3, 0 0 0
3 . 民 生 費	1 . 社 会 福 祉 費	(追加分)物価高騰対策給付金支給事業	4 3, 3 7 6
3 . 民 生 費	2 . 児 童 福 祉 費	(追加分)物価高騰対策給付金支給事業(こども加算)	2, 6 6 0
3 . 民 生 費	3 . 災 害 救 助 費	災害救助費	3 5, 0 0 0
6 . 農 林 水 産 業 費	1 . 農 業 費	農業委員会一般経費	5 0 0
6 . 農 林 水 産 業 費	2 . 林 業 費	松くい虫防除事業(町単独)	4 5, 0 0 0
7 . 商 工 費	1 . 商 工 費	観光施設整備事業	1, 5 0 0
7 . 商 工 費	1 . 商 工 費	鳥海山河原宿避難小屋整備事業	1 2 4, 0 0 0

8 . 土 木 費	2 . 道 路 橋 梁 費	橋梁長寿命化修繕計画事業	1 5 0 , 5 3 1
8 . 土 木 費	5 . 住 宅 費	定住促進住宅建設整備支援金交付事業	4 , 0 0 0
11 . 災 害 復 旧 費	1 . 農林水産業施設 災 害 復 旧 費	農業施設災害復旧事業	8 3 9 , 2 0 0
11 . 災 害 復 旧 費	1 . 農林水産業施設 災 害 復 旧 費	林道災害復旧事業	8 5 , 0 0 0
11 . 災 害 復 旧 費	2 . 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋りょう災害復旧事業	2 5 4 , 0 0 0

第3表 債務負担行為補正

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
住 宅 リ フ ォ ー ム 資 金 特 別 貸 付 利 子 補 給 補 助 金	令和7年度から 令和13年度まで	融資総額150,000千円の融資残高に対し、年2.5%以内で計算した額
重 粒 子 線 が ん 治 療 患 者 支 援 事 業	令和7年度から 令和13年度まで	重粒子線治療に係る照射治療費を用途とした専用ローンの借入金（3,140千円を限度）に対し年利率6%以内で計算した額

第4表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港整備事業	11,400	借入先との協定による。	借入先との協定による。ただし、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回った際には、当該見直しを行った利率で借入れができる。	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借換えることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
まちづくりセンター改築事業	418,200	借入先との協定による。	借入先との協定による。ただし、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回った際には、当該見直しを行った利率で借入れができる。	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借換えることができる。	190,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
環境衛生事業	6,000				5,500			
土地改良事業	70,900				131,900			
林道整備事業	3,000				0			
町道整備事業	151,200				154,300			
消防施設整備事業	15,100				8,500			
小学校改築事業	16,000				10,400			
スクールバス整備事業	23,200				18,700			
中学校改築事業	24,200				21,500			
災害復旧事業	581,500				337,700			
災害援護資金貸付事業	9,000				2,588			
臨時財政対策債	17,800				11,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	1,274,237	△10,000	1,264,237
2. 地方譲与税	84,676		84,676
3. 利子割交付金	300		300
4. 配当割交付金	3,800		3,800
5. 株式等譲渡所得割交付金	3,500		3,500
6. 法人事業税交付金	12,500		12,500
7. 地方消費税交付金	305,000		305,000
8. 環境性能割交付金	6,700		6,700
9. 地方特例交付金	3,000	52,890	55,890
10. 地方交付税	3,736,319	99,461	3,835,780
11. 交通安全対策特別交付金	1,600		1,600
12. 分担金及び負担金	1,356		1,356
13. 使用料及び手数料	31,787	△1,475	30,312
14. 国庫支出金	2,638,543	△642,539	1,996,004
15. 県支出金	1,055,861	△141,430	914,431
16. 財産収入	10,700	5,399	16,099
17. 寄附金	802,000	126,532	928,532
18. 繰入金	1,337,451	△763	1,336,688
19. 繰越金	572,220		572,220
20. 諸収入	388,750	△18,563	370,187
21. 町債	1,537,700	△431,512	1,106,188
歳入合計	13,808,000	△962,000	12,846,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	93,657	△1,500	92,157				△1,500
2. 総務費	2,928,761	△32,760	2,896,001	10,332	△227,800	295,461	△110,753
3. 民生費	2,396,155	△135,788	2,260,367	△80,430	△6,412	17,628	△66,574
4. 衛生費	587,251	△14,565	572,686	1,000	△500	△5,093	△9,972
5. 労働費	34,286	△12,400	21,886				△12,400
6. 農林水産業費	864,479	58,420	922,899	△19,482	69,400	△1,202	9,704
7. 商工費	1,057,152	△88,181	968,971			8	△88,189
8. 土木費	1,265,524	△85,413	1,180,111	△39,847	3,100		△48,666
9. 消防費	338,113	272	338,385	△4	△6,600	△50	6,926
10. 教育費	862,772	△30,630	832,142	△1,306	△12,800	△11,605	△4,919
11. 災害復旧費	2,380,198	△620,325	1,759,873	△654,012	△246,000	28,665	251,022
12. 公債費	960,500	870	961,370				870
13. 諸支出金	21,152		21,152	△220			220
14. 予備費	18,000		18,000				
歳 出 合 計	13,808,000	△962,000	12,846,000	△783,969	△427,612	323,812	△74,231

2. 歳 入

(款) 1. 町税

(項) 1. 町民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 個人	430,000	△38,000	392,000	1. 現年課税分	△38,000	現年課税分
2. 法人	48,020	12,000	60,020	1. 現年課税分	12,000	現年課税分
計	478,020	△26,000	452,020			

(項) 2. 固定資産税

1. 固定資産税	672,000	14,000	686,000	1. 現年課税分	14,000	現年課税分
計	681,966	14,000	695,966			

(項) 3. 軽自動車税

2. 種別割	51,200	2,000	53,200	1. 現年課税分	2,000	現年課税分
計	53,200	2,000	55,200			

(款) 9. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

1. 地方特例交付金	3,000	52,890	55,890	1. 地方特例交付金	52,890	減収補てん特例交付金
計	3,000	52,890	55,890			

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	3,736,319	99,461	3,835,780	1. 地方交付税	99,461	普通交付税
計	3,736,319	99,461	3,835,780			

(款) 13. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

6. 教育使用料	1,293	△5	1,288	3. 社会体育使用料	△5	旧中体育館・広場使用料
7. 民生使用料	7,490	△1,470	6,020	2. 町立保育園使用料	△1,470	町立保育園使用料
計	24,479	△1,475	23,004			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	304,060	16,601	320,661	1. 社会福祉費負担金	10,205	国民健康保険保険基盤安定制度負担金 △280
						障害者自立支援給付費負担金 9,600
						障害児通所給付費等負担金 950
						未就学児均等割保険料負担金 △54
						産前産後保険料負担金 △11
				2. 児童福祉費負担金	6,396	児童手当負担金
4. 災害復旧費国庫負担金	340,600	△2,822	337,778	2. 文教施設災害復旧費負担金	△2,822	中学校災害復旧費負担金
5. 総務費国庫負担金		10,000	10,000	1. 総務管理費負担金	10,000	道の駅鳥海一体型整備事業負担金
計	644,695	23,779	668,474			

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	332,944	△32,903	300,041	1. 総務管理費補助金	△32,903	マイナンバーカード交付事務費補助金 △423 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍・住基） 1,870 物価高騰対応地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠） △34,350
2. 衛生費国庫補助金	51,616	1,000	52,616	1. 保健衛生費補助金	1,000	災害廃棄物処理事業補助金
3. 土木費国庫補助金	154,177	2,036	156,213	1. 道路橋梁費補助金	12,083	道路メンテナンス事業費補助 14,359 デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ） △2,276
				2. 住宅費補助金	△10,047	社会資本整備総合交付金
				4. 社会教育費補助金	△216,471	文化施設災害復旧費補助金
4. 教育費国庫補助金	245,210	△216,471	28,739	1. 社会福祉費補助金	△2,467	障害者地域生活支援事業補助金 △1,014 生活困窮者就労支援事業等補助金 △1,453
5. 民生費国庫補助金	114,626	6,579	121,205	2. 児童福祉費補助金	9,046	子ども・子育て支援交付金 2,800 子どものための教育・保育給付交付金 6,246
6. 農林水産業費国庫補助金	500	△500		1. 農業費補助金	△500	経営継承・発展支援事業費補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8. 災害復旧費国庫補助金	1, 093, 060	△426, 059	667, 001	1. 公共土木施設災害復旧費補助金	7, 791	町営住宅災害復旧費補助金
				2. 農林水産業施設災害復旧費補助金	△433, 850	農業施設災害復旧費補助金 △341, 350 林業施設災害復旧費補助金 △92, 500
計	1, 992, 133	△666, 318	1, 325, 815			

(款) 15. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	404, 601	△60, 466	344, 135	1. 社会福祉費負担金	△395	国民健康保険基盤安定制度負担金 △483
						障害者自立支援給付費負担金 2, 226
						後期高齢者保険基盤安定負担金 △2, 700
						行旅死病人取扱費負担金 120
						障害児通所給付費等負担金 475
						未就学児均等割保険料負担金 △27
				2. 児童福祉費負担金	△2, 071	産前産後保険料負担金 △6
						児童手当負担金 △3, 644
						子どものための教育・保育給付費県費負担金 1, 573
計	406, 397	△60, 466	345, 931	3. 災害救助費負担金	△58, 000	災害救助費負担金

(項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	9, 898	△663	9, 235	1. 総務管理費補助金	△663	雪対策総合交付金 417
						山形県移住世帯向け食の支援事業費補助金 △110
						移住支援事業費補助金 △750
						空き家再生等推進事業補助金 △220
2. 民生費県補助金	85, 648	△8, 794	76, 854	1. 社会福祉費補助金	△538	老人クラブ育成費補助金 △31
						障害者地域生活支援事業補助金 △507
				2. 児童福祉費補助金	3, 000	保育対策等促進事業補助金 2, 800
						保育土育児休業取得促進事業費補助金 200
				5. 災害救助費補助金	△11, 256	生活家電購入支援事業補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 農林水産業費県補助金	332, 870	△18, 982	313, 888	1. 農業費補助金	△26, 786	環境保全型農業直接支払交付金
						△1, 064
						経営所得安定対策等推進事業費補助金
						520
						多面的機能支払交付金県補助金(共同)
						△831
						多面的機能支払交付金県補助金(長寿命化)
						△11, 675
						機構集積協力金交付事業補助金
						△1, 000
6. 土木費県補助金	60, 700	△42, 300	18, 400	2. 林業費補助金	7, 804	産地パワーアップ事業費補助金
						△3, 000
						山形県有害鳥獣被害対策推進事業費補助金
						△75
						魅力(かち)ある園芸やまがた所得向上支援事業補助金
						△7, 338
						農林水産物等災害対策事業費補助金
						926
						元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金
						△2, 349
7. 教育費県補助金	7, 120	△1, 306	5, 814	2. 住宅費補助金	△42, 300	農地利用効率化等支援交付金
						△900
						松くい虫防除事業(県単伐倒駆除)補助金
						県住宅リフォーム総合支援事業補助金
						△300
						県浸水住宅復旧緊急支援事業補助金
						△42, 000
						学校・家庭・地域の連携協働推進事業費補助金
						△1, 306
						防災資機材整備事業費補助金
9. 災害対策費県補助金	767	△4	763	1. 社会教育費補助金	△1, 306	防災資機材整備事業費補助金
						△4
						1. 防災対策事業補助金
						△4
						1. 農林水産業施設災害復旧費補助金
						△8, 660
						農業施設災害復旧費補助金
						△8, 660
						11. 災害復旧費県補助金
						40, 900
11. 災害復旧費県補助金	40, 900	△8, 660	32, 240	計	602, 499	△80, 709
						521, 790

(項) 3. 県委託金

1. 総務費県委託金	41, 290	△255	41, 035	1. 総務管理費委託金	△195	人権啓発活動事業委託金
				4. 統計調査費委託金	△60	国勢調査調査区設定委託金
計	46, 965	△255	46, 710			

(款) 16. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 利子及び配当金	870	255	1,125	1. 利子	255	財政調整基金利子 57 減債基金利子 6 義務教育施設整備基金利子 15 観光施設整備基金利子 8 土地開発基金利子 6 町民健康づくり基金利子 2 家畜貸付基金利子 2 教育文化基金利子 1 ふるさと基金利子 74 福祉基金利子 7 環境保全基金利子 3 遊佐パーキングエリアタウン整備基金利子 58 遊佐町森林環境譲与税活用基金利子 1 公共施設等総合管理基金利子 14 企業版ふるさと納税基金利子 1
計	10,390	255	10,645			

(項) 2. 財産売却収入

1. 不動産売却収入	10	5,144	5,154	1. 不動産売却収入	5,144	土地建物売却収入
計	310	5,144	5,454			

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

1. 一般寄附金		4,030	4,030	1. 一般寄附金	4,030	地震災害等寄附金
5. 総務企画費寄附金	802,000	122,502	924,502	1. 企画費寄附金	122,502	ふるさと納税寄附金 100,000 クラウドファンディング寄附金 502 企業版ふるさと納税寄附金 22,000
計	802,000	126,532	928,532			

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 特別会計繰入金	40,840	1,242	42,082	1. 特別会計繰入金	1,242	後期高齢者医療特別会計繰入金
計	40,840	1,242	42,082			

(項) 3. 基金繰入金

10. 環境保全基金繰入金	11,830	△800	11,030	1. 基金繰入金	△800	環境保全基金繰入金
16. 森林環境譲与税活用基金繰入金	2,345	△1,205	1,140	1. 基金繰入金	△1,205	森林環境譲与税活用基金繰入金
計	1,295,861	△2,005	1,293,856			

(款) 20. 諸収入

(項) 4. 雑入

3. 実費徴収金	9,837	△1,741	8,096	2. 実費徴収金	△1,741	エンゼルヘルパー派遣実費徴収金 放課後児童クラブ光熱水費 旧藤崎小学校貸工房実費徴収金	△60 △1,729 48
4. 雑入	115,535	△16,822	98,713	2. 雑入	△16,822	消防協会庄内支部助成金 宝くじ市町村交付金 後期高齢者医療療養給付費負担金精算金 物件移転補償費 機構集積協力金返還金 自立支援介護等給付費返還金（過年度分） 自立支援介護等給付費加算金（過年度分） 障害児通所給付費返還金（過年度分） 障害児通所給付費加算金（過年度分） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託金 文化財調査委託料	△50 1,228 13,540 △3,120 650 △2,631 △1,175 △9,606 △4,292 △500 △10,866
計	126,042	△18,563	107,479				

(款) 21. 町債

(項) 1. 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務債	440,600	△227,800	212,800	1. 総務管理債	△227,800	まちづくりセンター改築事業債
2. 民生債	19,000	△6,412	12,588	3. 災害救助債	△6,412	災害援護資金貸付事業債
3. 衛生債	6,000	△500	5,500	1. 保健衛生債	△500	環境衛生事業債
4. 農林水産業債	76,200	69,400	145,600	1. 農業債	61,000	土地改良事業債
				2. 水産業債	11,400	漁港整備事業債
				3. 林業債	△3,000	林道整備事業債
5. 土木債	180,200	3,100	183,300	1. 道路橋梁債	3,100	町道整備事業債
6. 消防債	23,400	△6,600	16,800	1. 消防債	△6,600	消防施設整備事業債
8. 教育債	83,200	△12,800	70,400	1. 小学校債	△5,600	小学校改築事業債
				2. 中学校債	△7,200	スクールバス整備事業債 △4,500 中学校改築事業債 △2,700
9. 災害復旧債	581,500	△243,800	337,700	1. 公共土木施設災害復旧債	△23,700	公共土木施設災害復旧事業債
				2. 農林水産業施設災害復旧債	△83,900	農業施設災害復旧事業債 △56,100 林業施設災害復旧事業債 △27,800
				3. 文教施設災害復旧債	△138,400	社会教育施設災害復旧事業債 △136,900 中学校災害復旧事業債 △1,500
				5. 歳入欠かん債	2,200	歳入欠かん債
10. 臨時財政対策債	17,800	△6,100	11,700	1. 臨時財政対策債	△6,100	臨時財政対策債
計	1,537,700	△431,512	1,106,188			

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 議会費	93,657	△1,500	92,157				△1,500	10. 需用費	△1,500	印刷製本費
計	93,657	△1,500	92,157				△1,500			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	426,942	6,436	433,378				6,436	3. 職員手当等	6,000	給与費明細書のとおり
								10. 需用費	165	光熱水費
								13. 使用料及び賃借料	54	高速道路等使用料
								14. 工事請負費	217	施設整備工事費
2. 文書費	37,691	1,504	39,195				1,504	10. 需用費	851	消耗品費
								13. 使用料及び賃借料	653	ＯＡ機器賃借料
3. 広報広聴費	16,201	30	16,231				30	17. 備品購入費	30	事業用備品購入費
4. 財政管理費	90	17	107				17	11. 役務費	17	手数料
6. 財産管理費	24,726	484	25,210			20	464	10. 需用費	250	消耗品費 100 修繕料 150
								17. 備品購入費	220	公用車用備品購入費
								24. 積立金	14	公共施設等総合管理基金積立金
								24. 積立金	63	財政調整基金積立金 57 減債基金積立金 6
7. 財政調整基金費	286,241	63	286,304			63		24. 積立金	63	財政調整基金積立金 57 減債基金積立金 6
8. 企画費	1,676,950	△24,112	1,652,838	9,140	△227,800	298,498	△103,950	1. 報酬	52	会計年度任用職員報酬
								7. 報償費	△19,122	事業協力謝礼 △18,000 移住世帯向け食の支援事業支給品 △222 移住者生活準備支援費 △900
								10. 需用費	△1,600	燃料費 △1,300 印刷製本費 △300
								11. 役務費	15,977	手数料
								13. 使用料及び賃借料	△6,680	ＯＡ機器賃借料 △1,000 会場、自動車借上料 △2,880 住居借上料 △2,800

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
								14. 工事請負費	△240,000	施設整備工事費
								18. 負担金補助及び交付金	△9,800	移住推進空き家利活用支援事業補助金 △700 空き家再生地域おこし事業補助金 △1,700 空き家再生活用店舗家賃補助金 △400 地域おこし協力隊起業等支援事業補助金 △2,000 移住支援金 △1,000 お試し住宅利用促進事業補助金 △1,300 地域おこし協力隊定住支援空き家改修 事業補助金 △2,000 空き家バンク取引仲介手数料補助金 △700
								23. 投資及び出資金	△1,872	山形県若者定着支援基金出捐金
								24. 積立金	238,933	ふるさと基金積立金 230,074 遊佐パーキングエリアタウン整備基金 積立金 58 企業版ふるさと納税基金費 8,801
								9. 電子計算費	137,802	△12,810
								14. 工事請負費	△7,000	伝送路改修工事費
計	2,610,725	△28,388	2,582,337	9,140	△227,800	295,461	△105,189			

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	187,785	△3,051	184,734				△3,051	2. 給料	△1,000	職員給料
								3. 職員手当等	△300	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△1,751	職員共済費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 賦課徴収費	31, 014	129	31, 143				129	8. 旅費	26	費用弁償
								17. 備品購入費	103	備品購入費
計	218, 799	△2, 922	215, 877				△2, 922			

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	54,745	△1,450	53,295	1,252			△2,702	3. 職員手当等	△545	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△250	職員共済費
								7. 報償費	△60	講師謝礼
								10. 需用費	△63	印刷製本費
								11. 役務費	△403	通信運搬費
								12. 委託料	△37	看板製作委託料
								13. 使用料及び賃借料	△92	会場、自動車借上料
計	54,745	△1,450	53,295	1,252			△2,702			

(項) 5. 統計調査費

2. 基幹統計調査費	3,770		3,770	△60			60	3. 職員手当等	80	給与費明細書のとおり
								10. 需用費	△80	消耗品費
計	12,928		12,928	△60			60			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	1,049,705	△31,637	1,018,068	△21,645		5,247	△15,239	2. 給料	△1,000	職員給料
								3. 職員手当等	△440	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△400	職員共済費
								7. 報償費	△700	敬老祝金
								11. 役務費	△110	通信運搬費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明								
				特 定 財 源				区 分	金 額									
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他												
								12. 委託料	△1, 010	食の自立支援事業 △800 日中一時支援事業委託料 △260 手話通訳者等派遣業務委託料 50								
								18. 負担金補助 及び交付金	△34, 601	福祉タクシー利用助成金 △3, 000 在宅介護者育成事業補助金 △234 老人クラブ活動費補助金 △47 地域助け合い事業推進補助金 △520 物価高騰対策給付金 △30, 800								
								19. 扶助費	12, 140	日常生活用具給付費 △800 自立支援介護等給付費 12, 000 自立支援更生医療給付費 100 自立支援補装具費 △800 訪問入浴サービス事業給付費 △390 障害児通所給付費 2, 000 自立支援療養介護医療費 30								
								27. 繰出金	△5, 516	国保保険基盤安定制度繰出金 △1, 017 出産育児一時金繰出金 △1, 334 国保財政安定化支援事業繰出金 △185 介護保険事務費繰出金 △2, 852 未就学児均等割保険料繰出金 △107 産前産後保険料繰出金 △21								
								3. 医療給付費	372, 376	△4, 233	368, 143	△2, 700		14, 842	△16, 375	18. 負担金補助 及び交付金	△500	後期高齢者療養給付費負担金
																27. 繰出金	△3, 733	後期高齢者保険基盤安定繰出金
								計	1, 422, 172	△35, 870	1, 386, 302	△24, 345		20, 089	△31, 614			

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	208,850	△14,780	194,070	△3,200		△4,100	△7,480	1. 報酬	△780	会計年度任用職員報酬
								2. 給料	△3,600	職員給料
								3. 職員手当等	△800	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△1,500	職員共済費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
								7. 報償費	△5,300	ゆざっ子誕生祝金 △1,300 すくすくゆざっ子支援金 △4,000
								10. 需用費	400	修繕料
								18. 負担金補助 及び交付金	△3,200	低所得者支援給付金
3. 児童福祉施設費	391,857	8,041	399,898	13,619		1,639	△7,217	2. 給料	△1,200	職員給料
								3. 職員手当等	△586	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△400	職員共済費
								7. 報償費	440	保育業務協力謝礼
								10. 需用費	△1,075	光熱水費
								12. 委託料	△658	施設管理委託料 △258 育児支援家庭訪問事業委託料 △400
								18. 負担金補助 及び交付金	520	放課後児童クラブ利用料補助金 120 保育士育児休業取得促進事業費補助金 400
								19. 扶助費	11,000	施設型給付費等
4. 児童措置費	155,728		155,728	2,752			△2,752			
計	764,217	△6,739	757,478	13,171		△2,461	△17,449			

(項) 3. 災害救助費

3. 災害救助費	207,625	△93,179	114,446	△69,256	△6,412		△17,511	14. 工事請負費	△58,000	住宅応急修理工事費
								18. 負担金補助 及び交付金	△28,767	生活家電購入支援補助金
								20. 貸付金	△6,412	災害援護資金貸付金
計	209,766	△93,179	116,587	△69,256	△6,412		△17,511			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 保健衛生総務費	146,766	△4,770	141,996			△5,798	1,028	1. 報酬	△1,890	会計年度任用職員報酬
								2. 給料	△800	職員給料
								3. 職員手当等	△909	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△822	職員共済費
								8. 旅費	△61	費用弁償
								12. 委託料	△1,000	妊婦健康診査委託料
								17. 備品購入費	45	事業用備品購入費
2. 予防費	142,717	5,503	148,220				5,503	22. 償還金利子及び割引料	667	補助金等返還金
								11. 役務費	98	通信運搬費
								18. 負担金補助及び交付金	137	子宮頸がんワクチン接種費用助成金（キャッチアップ接種）
3. 環境衛生費	35,926	△798	35,128		△500	705	△1,003	22. 償還金利子及び割引料	5,268	補助金等返還金 5,261 感染症予防事業費等国庫補助金返還金 7
								18. 負担金補助及び交付金	△2,300	再生可能エネルギー設備導入事業補助金 △1,500 動物保護団体活動支援事業補助金 △250 ゆざ町でこワンでこニャンまつり実行委員会負担金 △550
								24. 積立金	1,502	環境保全基金積立金
計	325,409	△65	325,344		△500	△5,093	5,528			

(項) 2. 清掃費

2. 塵芥処理費	243,842	△14,500	229,342	1,000			△15,500	10. 需用費	△500	印刷製本費
								12. 委託料	△14,000	災害廃棄物処理委託料
計	243,842	△14,500	229,342	1,000			△15,500			

(款) 5. 労働費

(項) 1. 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 労働諸費	34,286	△12,400	21,886				△12,400	12. 委託料	△9,400	若者を中心としたビジネス創出事業
								18. 負担金補助 及び交付金	△3,000	若者を中心としたゆざづくりファンド 事業負担金
計	34,286	△12,400	21,886				△12,400			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

2. 農業総務費	75,210	△10,100	65,110				△10,100	2. 給料	△5,800	職員給料
								3. 職員手当等	△2,300	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△2,000	職員共済費
3. 農業振興費	276,559	△20,057	256,502	△14,780			△5,277	18. 負担金補助及び交付金	△20,057	産地化推進作物転作促進支援事業補助金 △1,000 環境保全型農業直接支払交付金 △1,417 経営所得安定対策等推進事業費補助金 520 機構集積協力金交付事業補助金 △1,000 遊佐町チャレンジファーム事業補助金 △1,000 産地パワーアップ事業費補助金 △3,000 魅力(かち)ある園芸やまがた所得向上 支援事業補助金 △12,839 農林水産物等災害対策事業費補助金 5,103 元気な地域農業担い手育成支援事業費 補助金 △3,524 経営継承・発展支援事業費補助金 △1,000 農地利用効率化等支援交付金 △900

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
4. 畜産業費	7,334	23	7,357			2	21	18. 負担金補助及び交付金	23	豚熱ワクチン接種支援事業補助金	
5. 農地費	258,657	43,638	302,295	△12,506	61,000		△4,856	14. 工事請負費	△700	排水機場補修工事費	
								17. 備品購入費	25	公用車購入費	
								18. 負担金補助及び交付金	44,313	多面的機能支払交付金（機能維持支払・資源向上支払（共同））	△1,108
										多面的機能支払交付金事業（資源向上支払（長寿命化））	△15,567
										圃場整備事業負担金 61,790	
										日向川北部地区水利施設等保全高度化事業負担金 △802	
計	688,613	13,504	702,117	△27,286	61,000	2	△20,212				

(項) 2. 林業費

1. 林業振興費	134,623	34,856	169,479	7,804	△3,000	△1,204	31,256	12. 委託料	35,865	松くい虫防除委託料 41,870 地拵え委託料 △320 林道橋梁診断委託 △350 林道橋補修設計業務委託料 △3,000 意向調査支援業務委託料 △2,335
								14. 工事請負費	△1,000	災害補修工事費
								18. 負担金補助及び交付金	△10	林政推進町村長懇談会負担金
								24. 積立金	1	森林環境譲与税活用基金積立金
計	135,028	34,856	169,884	7,804	△3,000	△1,204	31,256			

(項) 3. 水産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 漁港管理費	2,911	10,060	12,971		11,400		△1,340	12. 委託料	△1,350	女鹿漁港海岸保全施設定期点検業務委託料
								18. 負担金補助及び交付金	11,410	地域水産物供給基盤整備事業負担金
計	40,838	10,060	50,898		11,400		△1,340			

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

1. 商工総務費	57,020	△1,550	55,470				△1,550	2. 給料	△700	職員給料
								3. 職員手当等	△300	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△550	職員共済費
2. 商工振興費	262,438	△71,500	190,938				△71,500	1. 報酬	△919	会計年度任用職員報酬
								3. 職員手当等	△104	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△182	職員共済費
								10. 需用費	782	修繕料
								18. 負担金補助及び交付金	△71,077	小額融資制度保証料補給金 △1,254 被災事業者再建助成金 △64,300 被災事業者経営助成金 △3,700 被災事業者消毒助成金 △1,823
3. 観光費	383,417	4,638	388,055			8	4,630	10. 需用費	3,800	修繕料
								17. 備品購入費	830	施設用備品購入費
								24. 積立金	8	観光施設整備基金積立金
4. 企業開発費	318,690	△19,769	298,921				△19,769	18. 負担金補助及び交付金	△19,769	指定事業奨励金 △1,269 用地取得助成金 △18,500
計	1,057,152	△88,181	968,971			8	△88,189			

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	42,436	△900	41,536				△900	12. 委託料	△900	道路台帳補正業務委託料
計	42,436	△900	41,536				△900			

(項) 2. 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1. 道路維持費	173,462	△8,056	165,406	△1,859	△400		△5,797	4. 共済費	△304	職員共済費	
								12. 委託料	△7,752	測量設計委託料	△1,000
										舗装補修委託料	△2,000
										システム構築業務委託料	△4,752
2. 道路新設改良費	275,520	13,543	289,063	14,359	3,500		△4,316	12. 委託料	△11,980	測量設計委託料	
								13. 使用料及び賃借料	12	著作権料	
								14. 工事請負費	25,421	町道改良工事費	
								18. 負担金補助及び交付金	90	県道整備事業負担金	
計	448,982	5,487	454,469	12,500	3,100		△10,113				

(項) 3. 河川費

1. 河川総務費	19,185	△1,500	17,685				△1,500	12. 委託料	△1,500	河川除草等業務委託料
計	19,185	△1,500	17,685				△1,500			

(項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	32,272	△4,000	28,272	△7,625			3,625	14. 工事請負費	△4,000	町営住宅長寿命化改修工事費
2. 住宅建設対策費	207,606	△84,500	123,106	△44,722			△39,778	12. 委託料	△500	若者定住住宅地整備委託料
								18. 負担金補助及び交付金	△84,000	浸水住宅復旧支援事業補助金
計	239,878	△88,500	151,378	△52,347			△36,153			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

2. 非常備消防費	76,334		76,334		△5,000	△50	5,050			
-----------	--------	--	--------	--	--------	-----	-------	--	--	--

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
3. 消防施設費	13,646	567	14,213		△1,600		2,167	18. 負担金補助及び交付金	567	水道消火栓新設・移設工事負担金
5. 災害対策費	37,667	△295	37,372	△4			△291	4. 共済費	△295	職員共済費
計	338,113	272	338,385	△4	△6,600	△50	6,926			

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	80,585	△2,000	78,585				△2,000	2. 給料	△800	職員給料
								3. 職員手当等	△900	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△300	職員共済費
3. 教育研究費	61,664	△1,128	60,536				△1,128	3. 職員手当等	△1,128	給与費明細書のとおり
5. 義務教育整備基金費	33	15	48			15		24. 積立金	15	義務教育施設整備基金積立金
7. 通学対策費	121,533	△576	120,957		△4,500		3,924	2. 給料	1,459	会計年度任用職員給料
								3. 職員手当等	△165	給与費明細書のとおり
								10. 需用費	600	燃料費
								13. 使用料及び賃借料	△40	ＯＡ機器賃借料
								15. 原材料費	40	施設修繕用原材料費
								17. 備品購入費	△2,470	スクールバス購入費
計	276,732	△3,689	273,043		△4,500	15	796			

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	90,680	△614	90,066		△5,600	250	4,736	3. 職員手当等	△145	給与費明細書のとおり
								7. 報償費	△150	プール監視員謝礼
								14. 工事請負費	△319	施設改良工事費
計	110,797	△614	110,183		△5,600	250	4,736			

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 学校管理費	93,740	201	93,941		△2,700		2,901	3. 職員手当等	△118	給与費明細書のとおり
								12. 委託料	319	
2. 教育振興費	6,825	△1,450	5,375				△1,450	18. 負担金補助及び交付金	△1,450	文化活動・中体連選手派遣費補助金
計	100,565	△1,249	99,316		△2,700		1,451			

(項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	77,165	△7,550	69,615	△1,306		△1,000	△5,244	2. 給料	△3,500	職員給料
								3. 職員手当等	△1,300	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△1,200	職員共済費
								7. 報償費	△1,550	事業協力謝礼
2. 生涯学習推進費	32,087	1,422	33,509			1	1,421	10. 需用費	394	修繕料
								14. 工事請負費	891	施設改良工事費
								17. 備品購入費	137	施設用備品購入費
6. 文化財保護費	60,342	△13,845	46,497			△10,866	△2,979	1. 報酬	△362	会計年度任用職員報酬
								7. 報償費	△317	講師謝礼 △80 事業協力謝礼 △87 諸調査時謝礼 △150
								8. 旅費	△1,124	普通旅費 △200 費用弁償 △924
								10. 需用費	△960	燃料費 △200 食糧費 △8 印刷製本費 △752
								11. 役務費	△49	手数料 △30 保険料 △19
								12. 委託料	△11,022	事業調査委託料 △9,971 施設警備保障委託料 △117 施設管理委託料 △934
								13. 使用料及び賃借料	△176	機材借上料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
								15. 原材料費	△50	施設修繕用原材料費
								17. 備品購入費	215	施設用備品購入費
7. 芸術文化振興費	7,288	△2,800	4,488				△2,800	12. 委託料	△2,800	事業委託料
計	213,757	△22,773	190,984	△1,306		△11,865	△9,602			

(項) 5. 保健体育費

2. 社会体育振興費	21,383	△4,690	16,693				△4,690	18. 負担金補助及び交付金	△4,690	鳥海ソーデーマーチ大会費負担金
3. 社会体育施設費	50,509	2,385	52,894			△5	2,390	12. 委託料	870	体育施設指定管理料
								14. 工事請負費	1,515	施設整備工事費
計	160,921	△2,305	158,616			△5	△2,300			

(款) 11. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

2. 農業施設災害復旧費	1,236,000	△190,000	1,046,000	△350,010	△56,100	28,665	187,445	12. 委託料	△10,000	設計委託料(国補助) △20,000 設計委託料(町) 10,000
								14. 工事請負費	△180,000	農業施設復旧工事費(国補助) △150,000 農業施設復旧工事費(県町) △30,000
3. 林業施設災害復旧費	233,450	△90,400	143,050	△92,500	△27,800		29,900	12. 委託料	△15,400	設計委託料(国補助) △10,000 設計委託料(県町) △5,400
								14. 工事請負費	△75,000	林道復旧工事費(国補助)
計	1,477,660	△280,400	1,197,260	△442,510	△83,900	28,665	217,345			

(項) 2. 公共土木施設災害復旧費

1. 道路橋りょう災害復旧費	515,000		515,000		△15,000		15,000			
3. 町営住宅災害復旧費	28,030	△200	27,830	7,791	△8,700		709	12. 委託料	△200	設計委託料
計	543,030	△200	542,830	7,791	△23,700		15,709			

(項) 4. 文教施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 中学校災害復旧費	6,000	△4,233	1,767	△2,822	△1,500		89	14. 工事請負費	△4,233	施設復旧工事費
3. 社会教育施設災害復旧費	353,508	△335,492	18,016	△216,471	△136,900		17,879	12. 委託料	△25,900	杉沢比山伝承館復旧設計委託料 △20,300
								14. 工事請負費	△309,592	語りべの館復旧設計委託料 △5,600
										杉沢比山伝承館復旧工事費 △254,312
計	359,508	△339,725	19,783	△219,293	△138,400		17,968			

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

2. 利子	36,500	870	37,370				870	22. 償還金利子及び割引料	870	起債償還利子
計	960,500	870	961,370				870			

(款) 13. 諸支出金

(項) 1. 諸支出金

3. 空家対策費	7,740		7,740	△220			220			
計	21,152		21,152	△220			220			

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：人, 千円)

区 分		職 員 数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率	その他 の手当	計			
変更後	長 等	人 3	千円	千円 22,370	(3.175月) 千円 7,450	千円	千円 29,820	千円 5,327	千円 35,147	
	議 員	12	34,332		12,517		46,849		46,849	
	その他の 特 別 職	1,116	50,006				50,006		50,006	
	計	1,131	84,338	22,370	19,967		126,675	5,327	132,002	
変更前	長 等	人 3	千円	千円 22,370	(3.125月) 千円 7,950	千円	千円 30,320	千円 5,327	千円 35,647	
	議 員	12	34,332		12,517		46,849		46,849	
	その他の 特 別 職	1,116	50,006				50,006		50,006	
	計	1,131	84,338	22,370	20,467		127,175	5,327	132,502	
比 較	長 等				△ 500		△ 500		△ 500	
	議 員									
	その他の 特 別 職									
	計				△ 500		△ 500		△ 500	

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：人，千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	271	170,798	565,698	381,271	1,117,767	207,423	1,325,190	
変 更 前	277	174,697	582,639	384,731	1,142,067	217,377	1,359,444	
比 較	△ 6	△ 3,899	△ 16,941	△ 3,460	△ 24,300	△ 9,954	△ 34,254	

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	単身赴任手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当
	変 更 後	15,416	7,077	10,732	3,058	46,997			157,805	128,909	57	11,220
	変 更 前	15,802	7,077	10,732	3,058	40,702			162,614	133,014	57	11,675
	比 較	△ 386				6,295			△ 4,809	△ 4,105		△ 455

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人，千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	135		504,070	291,423	795,493	154,793	950,286	
変 更 前	138		522,470	292,469	814,939	162,943	977,882	
比 較	△ 3		△ 18,400	△ 1,046	△ 19,446	△ 8,150	△ 27,596	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	単身赴任手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当
	変更後	15,416	7,077	8,705	3,058	40,922			113,301	91,667	57	11,220
	変更前	15,802	7,077	8,705	3,058	34,582			116,820	94,693	57	11,675
	比 較	△ 386				6,340			△ 3,519	△ 3,026		△ 455

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の基礎となったものについて記載すること

イ 会計年度任用職員

(単位：人，千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	136	170,798	61,628	89,848	322,274	52,630	374,904	
変 更 前	139	174,697	60,169	92,262	327,128	54,434	381,562	
比 較	△ 3	△ 3,899	1,459	△ 2,414	△ 4,854	△ 1,804	△ 6,658	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当	単身赴任手 当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手当	児童手当
	変更後			2,027		6,075			44,504	37,242		
	変更前			2,027		6,120			45,794	38,321		
	比 較					△ 45			△ 1,290	△ 1,079		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の基礎となったものについて記載すること。

(2) 職員手当の明細 (特別職及び一般職の職員)

(単位:千円)

目名称 (款 - 項 - 目)	職名	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職 手 当	時間外勤 務 手 当	管理職員特 別勤務手当	単身赴任 手 当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	児童手当	合 計
議会費 (1. 1. 1)	議員	-	-	-	-	-	-	-	12,517	-	-	-	議員 12,517
	職員	-	-	195	380	-	-	-	2,164	1,811	-	-	職員 4,550
	会計	-	-	-	-	27	-	-	386	323	-	-	会計 736
一般管理費 (2. 1. 1)	長等	-	-	-	-	-	-	-	4,908	-	-	-	長等 4,908
	職員	2,898	1,392	1,526	398	34,000	-	-	22,621	18,230	57	2,590	職員 83,712
	会計	-	-	98	-	1,616	-	-	2,418	2,024	-	-	会計 6,156
企画費 (2. 1. 8)	会計	-	-	-	-	200	-	-	772	646	-	-	会計 1,618
税務総務費 (2. 2. 1)	職員	360	870	587	380	300	-	-	7,050	5,861	-	420	職員 15,828
賦課徴収費 (2. 2. 2)	会計	-	-	-	-	56	-	-	1,150	962	-	-	会計 2,168
戸籍住民基本台帳費 (2. 3. 1)	職員	60	549	284	-	-	-	-	2,280	1,864	-	40	職員 5,077
	会計	-	-	-	-	65	-	-	1,246	1,044	-	-	会計 2,355
遊佐町長選挙費 (2. 4. 5)	職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	職員 -
	会計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	会計 -
山形県知事選挙費 (2. 4. 9)	職員	-	-	-	-	2,073	-	-	-	-	-	-	職員 2,073
	会計	-	-	-	-	402	-	-	-	-	-	-	会計 402
山形県議会議員選挙費 (2. 4. 11)	職員	-	-	-	-	1,740	-	-	-	-	-	-	職員 1,740
	会計	-	-	-	-	248	-	-	-	-	-	-	会計 248
衆議院議員総選挙費 (2. 4. 13)	職員	-	-	-	-	2,028	-	-	-	-	-	-	職員 2,028
	会計	-	-	-	-	323	-	-	-	-	-	-	会計 323
統計調査総務費 (2. 5. 1)	職員	336	-	30	-	-	-	-	1,181	928	-	60	職員 2,535
基幹統計調査費 (2. 5. 2)	職員	-	-	-	-	210	-	-	-	-	-	-	職員 210
社会福祉総務費 (3. 1. 1)	職員	1,136	648	435	380	185	-	-	6,711	5,446	-	1,530	職員 16,471
	会計	-	-	-	-	-	-	-	539	453	-	-	会計 992
児童福祉総務費 (3. 2. 1)	職員	2,920	150	1,400	-	-	-	-	16,767	13,457	-	2,450	職員 37,144
	会計	-	-	-	-	-	-	-	386	323	-	-	会計 709
児童福祉施設費 (3. 2. 3)	職員	-	-	280	-	-	-	-	1,921	1,549	-	-	職員 3,750
	会計	-	-	382	-	1,696	-	-	13,022	10,896	-	-	会計 25,996
児童措置費 (3. 2. 4)	職員	-	-	-	-	386	-	-	-	-	-	-	職員 386
保健衛生総務費 (4. 1. 1)	職員	1,124	666	1,108	-	-	-	-	10,755	8,557	-	480	職員 22,690
	会計	-	-	-	-	27	-	-	-	-	-	-	会計 27

目名称（款 - 項 - 目）	職名	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職 手 当	時間外 勤 務 手 当	管理職員特 別勤務手当	単身赴任 手 当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	児童手当	合 計
予防費（4.1.2）	会計	-	-	-	-	71	-	-	706	591		-	会計 1,368
環境衛生費（4.1.3）	会計	-	-	-	-	-	-	-	378	316		-	会計 694
農業委員会費（6.1.1）	会計	-	-	-	-	-	-	-	772	645		-	会計 1,417
農業総務費（6.1.2）	職員	1,056	810	630	380	-	-	-	7,985	6,528		620	職員 18,009
農業振興費（6.1.3）	会計	-	-	-	-	54	-	-	1,153	964		-	会計 2,171
国土調査費（6.1.6）	職員	-	344	128	-	-	-	-	854	716		-	職員 2,042
商工総務費（7.1.1）	職員	1,176	237	356	380	-	-	-	7,081	5,721		780	職員 15,731
商工振興費（7.1.2）	会計	-	-	-	-	61	-	-	386	323		-	会計 770
観光費（7.1.3）	会計	-	-	-	-	9	-	-	386	323		-	会計 718
土木総務費（8.1.1）	職員	360	860	446	380	-	-	-	4,598	3,805		60	職員 10,509
道路維持費（8.2.1）	会計	-	-	-	-	-	-	-	506	423		-	会計 929
道路新設改良費（8.2.2）	職員	378	-	-	-	-	-	-	1,114	866		140	職員 2,498
非常備消防費（9.1.2）	職員	198	-	81	-	-	-	-	2,196	1,801		140	職員 4,416
災害対策費（9.1.5）	会計	-	-	-	-	82	-	-	417	349		-	会計 848
事務局費 （10.1.2）	教育長	-	-	-	-	-	-	-	2,542	-		-	教育長 2,542
	職員	1,476	-	332	380	-	-	-	5,495	4,355		420	職員 12,458
	会計	-	-	-	-	-	-	-	383	321		-	会計 704
教 育 研 究 費 （ 10.1.3 ）	会計	-	-	-	-	-	-	-	5,239	4,384		-	会計 9,623
通 学 対 策 費 （ 10.1.7 ）	会計	-	-	1,320	-	589	-	-	8,089	6,769		-	会計 16,767
小学校学校管理費 （10.2.1）	職員	480	-	128	-	-	-	-	977	803		350	職員 2,738
	会計	-	-	60	-	-	-	-	1,319	1,104		-	会計 2,483
中学校学校管理費 （10.3.1）	職員	498	-	209	-	-	-	-	2,154	1,668		380	職員 4,909
	会計	-	-	-	-	-	-	-	653	547		-	会計 1,200
社会教育総務費 （10.4.1）	職員	540	282	359	-	-	-	-	6,643	5,473		420	職員 13,717
	会計	-	-	-	-	273	-	-	807	675		-	会計 1,755
生涯学習推進費（10.4.2）	会計	-	-	84	-	147	-	-	1,156	967		-	会計 2,354
文化財保護費（10.4.6）	会計	-	-	-	-	22	-	-	831	696		-	会計 1,549
学校保健費 （10.5.1）	職員	420	269	191	-	-	-	-	2,754	2,228		340	職員 6,202
	会計	-	-	83	-	-	-	-	997	834		-	会計 1,914
交通安全対策費（13.1.2）	会計	-	-	-	-	107	-	-	407	340		-	会計 854
合 計		15,416	7,077	10,732	3,058	46,997	-	-	177,772	128,909	57	11,220	401,238

注）「職員」は、会計年度任用職員以外の一般職の職員を示し、「会計」は会計年度任用職員を示す。

議 第 3 号

令和6年度 遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度 遊佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,193 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,585,466 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提 出

遊佐町長 松 永 裕 美

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 国民健康保険税		290,249	△20,342	269,907
	1. 国民健康保険税	290,249	△20,342	269,907
3. 国庫支出金		2	4,000	4,002
	2. 国庫補助金	2	4,000	4,002
4. 県支出金		1,184,353	△54,868	1,129,485
	2. 県補助金	1,184,353	△54,868	1,129,485
8. 財産収入		2	7	9
	1. 財産運用収入	2	7	9
9. 繰入金		128,504	△9,664	118,840
	1. 他会計繰入金	121,504	△2,664	118,840
	2. 基金繰入金	7,000	△7,000	
10. 繰越金		30,292	31,674	61,966
	1. 繰越金	30,292	31,674	61,966
歳 入 合 計		1,634,659	△49,193	1,585,466

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		46,046		46,046
	1. 総務管理費	45,006		45,006
2. 保険給付費		1,167,370	△49,700	1,117,670
	1. 療養諸費	1,011,250	△50,000	961,250
	3. 出産育児諸費	3,500		3,500
	4. 葬祭諸費	2,000	300	2,300
8. 保健事業費		27,137		27,137
	2. 保健事業費	6,776		6,776
9. 国民健康保険事業費納付金		362,263		362,263
	1. 医療給付費	231,941		231,941
11. 基金積立金		3	7	10
	1. 基金積立金	3	7	10
13. 諸支出金		31,840	500	32,340
	1. 償還金及び還付加算金	31,840	500	32,340
歳 出	合 計	1,634,659	△49,193	1,585,466

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 国民健康保険税	290,249	△20,342	269,907
2. 使用料及び手数料	51		51
3. 国庫支出金	2	4,000	4,002
4. 県支出金	1,184,353	△54,868	1,129,485
8. 財産収入	2	7	9
9. 繰入金	128,504	△9,664	118,840
10. 繰越金	30,292	31,674	61,966
11. 諸収入	1,206		1,206
歳 入 合 計	1,634,659	△49,193	1,585,466

歳 出

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	46,046		46,046	△731			731
2. 保険給付費	1,167,370	△49,700	1,117,670	△50,000		△1,334	1,634
7. 共同事業拠出金							
8. 保健事業費	27,137		27,137	△137			137
9. 国民健康保険事業費納付金	362,263		362,263			△1,330	1,330
11. 基金積立金	3	7	10				7
13. 諸支出金	31,840	500	32,340				500
歳 出 合 計	1,634,659	△49,193	1,585,466	△50,868		△2,664	4,339

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般被保険者国民健康保険税	290, 229	△20, 342	269, 887	1. 医療給付費分現年課税分	△13, 411	現年度分特別徴収分 現年度分普通徴収分
				2. 介護納付金分現年課税分	△2, 560	現年度分普通徴収分
				3. 後期高齢者支援金分現年課税分	△4, 371	現年度分特別徴収分 現年度分普通徴収分
計	290, 249	△20, 342	269, 907			

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

7. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1	4, 000	4, 001	1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4, 000	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
計	2	4, 000	4, 002			

(款) 4. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 保険給付費等交付金	1, 184, 353	△54, 868	1, 129, 485	1. 普通交付金	△50, 000	普通交付金
				2. 特別交付金	△4, 868	特別交付金
計	1, 184, 353	△54, 868	1, 129, 485			

(款) 8. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

1. 利子及び配当金	2	7	9	1. 基金利子収入	7	基金利子
計	2	7	9			

(款) 9. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	121,504	△2,664	118,840	1. 保険基盤安定繰入金	△2,664	保険基盤安定繰入金 △1,017 出産育児一時金繰入金 △1,334 財政安定化支援事業繰入金 △185 未就学児均等割保険料繰入金 △107 産前産後保険料繰入金 △21
計	121,504	△2,664	118,840			

(項) 2. 基金繰入金

1. 基金繰入金	7,000	△7,000		1. 基金繰入金	△7,000	基金繰入金
計	7,000	△7,000				

(款) 10. 繰越金

(項) 1. 繰越金

2. その他繰越金	30,292	31,674	61,966	1. 前年度繰越金	31,674	前年度繰越金
計	30,292	31,674	61,966			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	43,474		43,474	△731			731			
計	45,006		45,006	△731			731			

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

1. 一般被保険者療養給付費	1,000,000	△50,000	950,000	△50,000				18. 負担金補助及び交付金	△50,000	一般被保険者療養給付費
計	1,011,250	△50,000	961,250	△50,000						

(項) 3. 出産育児諸費

1. 出産育児一時金	3,500		3,500			△1,334	1,334			
計	3,500		3,500			△1,334	1,334			

(項) 4. 葬祭諸費

1. 葬祭費	2,000	300	2,300				300	18. 負担金補助及び交付金	300	葬祭費
計	2,000	300	2,300				300			

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 保健事業費

2. 疾病予防費	5,876		5,876	△137			137			
計	6,776		6,776	△137			137			

(款) 9. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般被保険者医療給 付費	231, 941		231, 941			△1, 330	1, 330			
計	231, 941		231, 941			△1, 330	1, 330			

(款) 11. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 基金積立金	3	7	10				7	24. 積立金	7	基金利子積立金
計	3	7	10				7			

(款) 13. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

1. 一般被保険者保険税還付金	2,000	500	2,500				500	22. 償還金利子及び割引料	500	一般被保険者保険税過納等還付金
計	31,840	500	32,340				500			

議 第 4 号

令和6年度 遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度 遊佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,037,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提 出

遊佐町長 松 永 裕 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		377,472	426	377,898
	1. 介護保険料	377,472	426	377,898
6. 財産収入		25	16	41
	1. 財産運用収入	25	16	41
7. 繰入金		303,735	△2,852	300,883
	1. 一般会計繰入金	303,734	△2,852	300,882
9. 繰越金		69,257	44,410	113,667
	1. 繰越金	69,257	44,410	113,667
歳 入 合 計		1,995,000	42,000	2,037,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		47,886	△2,852	45,034
	1. 総務管理費	33,110	△3,687	29,423
	2. 徴収費	830	35	865
	3. 介護認定審査会費	13,575	800	14,375
2. 保険給付費		1,802,500		1,802,500
	1. 介護サービス等諸費	1,624,650	△1,000	1,623,650
	4. 高額介護サービス等費	39,200	1,000	40,200
4. 基金積立金		26	44,852	44,878
	1. 基金積立金	26	44,852	44,878
歳 出 合 計		1,995,000	42,000	2,037,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	377,472	426	377,898
2. 使用料及び手数料	2		2
3. 国庫支出金	481,147		481,147
4. 支払基金交付金	497,386		497,386
5. 県支出金	265,970		265,970
6. 財産収入	25	16	41
7. 繰入金	303,735	△2,852	300,883
8. 諸収入	6		6
9. 繰越金	69,257	44,410	113,667
歳入合計	1,995,000	42,000	2,037,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	47,886	△2,852	45,034			△2,852	
2. 保険給付費	1,802,500		1,802,500				
3. 財政安定化基金拠出金	1		1				
4. 基金積立金	26	44,852	44,878				44,852
5. 地域支援事業費	73,870		73,870				
6. 諸支出金	70,617		70,617				
7. 予備費	100		100				
歳出合計	1,995,000	42,000	2,037,000			△2,852	44,852

2. 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 第1号被保険者保険料	377,472	426	377,898	1. 現年度分特別徴収 保険料	426	特別徴収保険料
計	377,472	426	377,898			

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

1. 利子及び配当金	25	16	41	1. 利子及び配当金	16	介護給付費準備基金利子
計	25	16	41			

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

4. その他一般会計繰入金	47,886	△2,852	45,034	1. 職員給与費等繰入金	△502	職員給与費等繰入金
				2. 事務費繰入金	△2,350	事務費繰入金
計	303,734	△2,852	300,882			

(款) 9. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	69,257	44,410	113,667	1. 繰越金	44,410	前年度繰越金
計	69,257	44,410	113,667			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	33,110	△3,687	29,423			△2,852	△835	1. 報酬	△2,361	会計年度任用職員報酬
								3. 職員手当等	△824	給与費明細書のとおり
								4. 共済費	△502	職員共済費
計	33,110	△3,687	29,423			△2,852	△835			

(項) 2. 徴収費

1. 賦課徴収費	830	35	865				35	11. 役務費	35	通信運搬費
計	830	35	865				35			

(項) 3. 介護認定審査会費

1. 介護認定審査会費	4,956	800	5,756				800	17. 備品購入費	800	事業用備品購入費
計	13,575	800	14,375				800			

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

5. 施設介護サービス給付費	525,000	5,000	530,000				5,000	18. 負担金補助及び交付金	5,000	施設介護サービス給付費負担金
9. 居宅介護サービス計画給付費	80,000	△6,000	74,000				△6,000	18. 負担金補助及び交付金	△6,000	居宅介護サービス計画給付費負担金
計	1,624,650	△1,000	1,623,650				△1,000			

(項) 4. 高額介護サービス等費

1. 高額介護サービス費	39,000	1,000	40,000				1,000	18. 負担金補助及び交付金	1,000	高額介護サービス費負担金
計	39,200	1,000	40,200				1,000			

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 介護給付費準備基金 積立金	26	44, 852	44, 878				44, 852	24. 積立金	44, 852	介護給付費準備基金積立金
計	26	44, 852	44, 878				44, 852			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：人, 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	4	1,838	11,714	8,415	21,967	4,240	26,207	
変 更 前	5	4,199	11,714	9,239	25,152	4,742	29,894	
比 較	△ 1	△ 2,361		△ 824	△ 3,185	△ 502	△ 3,687	

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時 間 外 勤務手当	管理職員特 別勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当
	変更後	1,182	170	270	500		3,068	2,425		800
	変更前	1,182	170	270	500		3,518	2,799		800
	比 較						△ 450	△ 374		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人, 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	3		11,714	7,967	19,681	3,818	23,499	
変 更 前	3		11,714	7,967	19,681	3,818	23,499	
比 較								

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時 間 外 勤務手当	管理職員特 別勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当
	変更後	1,182	170	270	500		2,825	2,220		800
	変更前	1,182	170	270	500		2,825	2,220		800
	比 較									

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の基礎となったものについて記載すること

イ 会計年度任用職員

(単位：人，千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	1	1,838		448	2,286	422	2,708	
変 更 前	2	4,199		1,272	5,471	924	6,395	
比 較	△ 1	△ 2,361		△ 824	△ 3,185	△ 502	△ 3,687	

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時 間 外 勤務手当	管理職員特 別勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当
	変更後						243	205		
	変更前						693	579		
	比 較						△ 450	△ 374		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の基礎となったものについて記載すること。

議 第 5 号

令和6年度 遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度 遊佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,803 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 231,047 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日 提 出

遊佐町長 松 永 裕 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		165,961	△12,312	153,649
	1. 後期高齢者医療保険料	165,961	△12,312	153,649
2. 使用料及び手数料		2	5	7
	1. 手数料	2	5	7
3. 繰入金		78,640	△3,733	74,907
	1. 一般会計繰入金	78,640	△3,733	74,907
4. 繰越金		851	15	866
	1. 繰越金	851	15	866
5. 諸収入		396	1,222	1,618
	4. 雑入	4	1,222	1,226
歳 入 合 計		245,850	△14,803	231,047

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		243,353	△16,045	227,308
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	243,353	△16,045	227,308
3. 諸支出金		1,241	1,242	2,483
	2. 繰出金	851	1,242	2,093
歳 出 合 計		245,850	△14,803	231,047

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 後期高齢者医療保険料	165,961	△12,312	153,649
2. 使用料及び手数料	2	5	7
3. 繰入金	78,640	△3,733	74,907
4. 繰越金	851	15	866
5. 諸収入	396	1,222	1,618
歳 入 合 計	245,850	△14,803	231,047

歳 出

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	1,250		1,250				
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	243,353	△16,045	227,308				△16,045
3. 諸支出金	1,241	1,242	2,483				1,242
4. 予備費	6		6				
歳 出 合 計	245,850	△14,803	231,047				△14,803

2. 歳 入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 特別徴収保険料	132, 772	△21, 872	110, 900	1. 現年度分特別徴収保険料	△21, 872	特別徴収保険料
2. 普通徴収保険料	33, 189	9, 560	42, 749	1. 現年度分普通徴収保険料	9, 212	普通徴収保険料
				2. 滞納繰越分普通徴収保険料	348	滞納繰越分普通徴収保険料
計	165, 961	△12, 312	153, 649			

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 手数料

2. 督促手数料	1	5	6	1. 督促手数料	5	督促手数料
計	2	5	7			

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

2. 保険基盤安定繰入金	65, 600	△3, 733	61, 867	1. 保険基盤安定繰入金	△3, 733	保険基盤安定繰入金
計	78, 640	△3, 733	74, 907			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	851	15	866	1. 前年度繰越金	15	前年度繰越金
計	851	15	866			

(款) 5. 諸収入

(項) 4. 雑入

1. 雑入	4	1, 222	1, 226	1. 雑入	1, 222	雑収入
計	4	1, 222	1, 226			

3. 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 後期高齢者医療広域 連合納付金	243,353	△16,045	227,308				△16,045	18. 負担金補助 及び交付金	△16,045	保険料等負担金
計	243,353	△16,045	227,308				△16,045			

(款) 3. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰出金	851	1,242	2,093				1,242	27. 繰出金	1,242	一般会計繰出金
計	851	1,242	2,093				1,242			

令和6年度 遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第 1 条 令和6年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和6年度遊佐町水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の支出予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	389,602	567	390,169
第1項 営業収益	348,452	567	349,019
第2項 営業外収益	41,140		41,140
第3項 特別利益	10		10

支 出

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	393,778	567	394,345
第1項 営業費用	357,317	567	357,884
第2項 営業外費用	35,660		35,660
第3項 特別損失	601		601
第4項 予 備 費	200		200

令和7年 3 月 3 日 提出

遊佐町長 松 永 裕 美

令和6年度 遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）説明書

No. 1	令和6年度 補正予算（第2号）実施計画書	P3
No. 2	令和6年度 補正予算（第2号）予定キャッシュフロー計算書	P5
No. 3	令和6年度 補正予算（第2号）実施計画明細書	P7

No. 1

令和6年度 遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			389,602	567	390,169	
	1. 営業収益	2.受託工事収益	348,452	567	349,019	
	2. 営業外収益		41,140		41,140	
	3. 特別利益		10		10	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			393,778	567	394,345	
	1. 営業費用		357,317	567	357,884	
		1.取水配水給水費	129,853		129,853	
		2.受託工事費	2,000	567	2,567	
		3.総係費	46,922		46,922	
		4.減価償却費	175,832		175,832	
		5.資産減耗費	2,210		2,210	
		6.その他営業費用	500		500	
	2. 営業外費用		35,660		35,660	
	3. 特別損失		601		601	
		1.固定資産売却損	1		1	
		2.その他特別損失	100		100	
		3.過年度損益修正損	500		500	
	4. 予備費		200		200	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			57,900	0	57,900	
	1. 企業債		35,000		35,000	
	2. 補助金		11,400		11,400	
	3. 出資金		11,500		11,500	
	4. 工事負担金		0		0	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			217,300	0	217,300	
	1. 建設改良費		139,000		139,000	
	2. 企業債償還金		78,300		78,300	

令和6年度遊佐町上水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)

令和6年度 遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

(単位:円 消費税及び地方消費税抜き)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	補正前	補正予算による変動	補正後
当年度純利益(△は純損失)	△ 2,066,345	51,545	△ 2,014,800
減価償却費	175,831,537	0	175,831,537
資産減耗費	2,210,000	0	2,210,000
貸倒引当金の増減額	△ 1,000,000	0	△ 1,000,000
修繕引当金の増減額	0	0	0
賞与引当金の増減額	50,000	0	50,000
法定福利費引当金の増減額	20,000	0	20,000
長期前受金戻入額	△ 29,007,985	0	△ 29,007,985
受取利息	△ 1,000	0	△ 1,000
支払利息	13,130,000	0	13,130,000
未収金の増減額(△は増加)	500,000	0	500,000
前払金の増減額(△は増加)	0	0	0
貯蔵品の増減額(△は増加)	△ 75,640	0	△ 75,640
その他流動資産の増減額(△は増加)	0	0	0
未払金の増減額(△は減少)	874,545	51,545	926,090
前受金の増減額(△は減少)	0	0	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 14,140,719	0	△ 14,140,719
・その他の増減額	0	0	0
小計	146,324,393	103,090	146,427,483
利息の受取額	1,000	0	1,000
利息の支払額	△ 13,130,000	0	△ 13,130,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	133,195,393	103,090	133,298,483

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	補正前	補正予算による変動	補正後
有形固定資産の取得による支出	△ 139,000,000	0	△ 139,000,000
工事負担金等による収入	0	0	0
補助金による収入	11,400,000	0	11,400,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 127,600,000	0	△ 127,600,000
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	35,000,000	0	35,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 78,300,000	0	△ 78,300,000
他会計からの出資による収入	11,500,000	0	11,500,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,800,000	0	△ 31,800,000
資金増減額	△ 26,204,607	103,090	△ 26,101,517
資金期首残高	608,888,051	0	608,888,051
資金期末残高	582,683,444	103,090	582,786,534

令和6年度 遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)実施計画明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水道事業収益		389,602	567	390,169			
1. 営業収益	2.受託工事収益	348,452	567	349,019	2.受託工事収益	567	消火栓工事負担金
2. 営業外収益		41,140		41,140			
3. 特別収益		10		10			

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水道事業費用		393,778	567	394,345			
1. 営業費用		357,318	567	357,885			
	1.取水配水給水費	129,854		129,854			
	2.受託工事費	2,000	567	2,567	1.工事委託料	567	消火栓工事
	3.総係費	46,922		46,922			
	4.減価償却費	175,832		175,832			
	5.資産減耗費	2,210		2,210			
	6.その他営業費用	500		500			
2. 営業外費用		35,660		35,660			
3. 特別損失		601		601			
	1.固定資産売却損	1		1			
	2.その他特別損失	100		100			
	3.過年度損益修正損	500		500			
4. 予備費		200		200			

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		57,900	0	57,900			
1. 企業債		35,000		35,000			
2. 補助金		11,400		11,400			
3. 出資金		11,500		11,500			
4. 工事負担金		0		0			

支 出

(単位:千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		217,300	0	217,300			
1. 建設改良費		139,000		139,000			
2. 企業債償還金		78,300		78,300			

令和6年度 遊佐町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第 1 条 令和6年度遊佐町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和6年度遊佐町下水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	703,927	△ 50,000	653,927
第1項 営業収益	163,859		163,859
第2項 営業外収益	540,048	△ 50,000	490,048
第3項 特別利益	20		20

支 出

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	665,771	△ 25,500	640,271
第1項 営業費用	574,020	△ 25,500	548,520
第2項 営業外費用	74,710		74,710
第3項 特別損失	16,376		16,376
第4項 予備費	665		665

(資本的収入及び支出)

第 3 条 令和6年度遊佐町下水道事業会計予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位:千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	367,850	50,000	417,850
第1項 企業債	75,100		75,100
第2項 他会計補助金	202,650	50,000	252,650
第3項 国庫補助金	75,100		75,100
第4項 その他資本的収入	15,000		15,000

支 出

(単位:千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	551,550	0	551,550
第1項 建設改良費	175,250	0	175,250
第2項 固定資産購入費	1,000		1,000
第3項 企業債償還金	375,300		375,300

令和7年 3 月 3 日 提 出

遊佐町長 松 永 裕 美

令和6年度 遊佐町下水道事業会計補正予算（第2号）説明書

No. 1	令和6年度 補正予算（第2号）実施計画書	P4
No. 2	令和6年度 補正予算（第2号）予定キャッシュフロー計算書	P6
No. 3	令和6年度 補正予算（第2号）実施計画明細書	P8

No. 1

令和6年度 遊佐町下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業収益			703,927	△ 50,000	653,927	
	1. 営業収益		163,859		163,859	
	2. 営業外収益		540,048	△ 50,000	490,048	
		1.受取利息	0		0	
		2.受託工事収益	0		0	
		5.他会計負担金	238,511		238,511	
		6.他会計補助金	88,839	△ 50,000	38,839	
		7.長期前受金戻入	212,678		212,678	
		9.雑収益	10		10	
		10.消費税還付金	10		10	
	3. 特別利益		20		20	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			665,771	△ 25,500	640,271	
	1. 営業費用		574,020	△ 25,500	548,520	
		1.管渠処理場費	149,447	△ 24,500	124,947	
		2.受託工事費	0		0	
		3.総係費	44,735	△ 1,000	43,735	
		4.減価償却費	365,389		365,389	
		5.資産減耗費	14,342		14,342	
		6.その他営業費用	107		107	
	2. 営業外費用		74,710		74,710	
	3. 特別損失		16,376		16,376	
	4. 予備費		665		665	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			367,850	50,000	417,850	
	1. 企業債		75,100		75,100	
	2. 他会計補助金		202,650	50,000	252,650	
		1. 他会計補助金	202,650	50,000	252,650	
	3. 国庫補助金		75,100		75,100	
	4. その他資本的収入		15,000		15,000	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			551,550	0	551,550	
	1. 建設改良費		175,250	0	175,250	
		1. 下水道建設改良費	175,250		175,250	
	2. 固定資産購入費		1,000		1,000	
	3. 企業債償還金		375,300		375,300	

令和6年度 遊佐町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)

令和6年度 遊佐町下水道事業会計補正予算(第2号)

	(単位:円 消費税及び地方消費税抜き)		
	補正前	補正予算及び 決算見込による変動	補正後
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益(△は純損失)	26,297,363	17,413,253	43,710,616
減価償却費	365,389,000	△ 1,250,083	364,138,917
資産減耗費	14,342,000	△ 11,342,000	3,000,000
貸倒引当金の増減額	550,000	0	550,000
修繕引当金の増減額	0	0	0
賞与引当金の増減額	1,490,000	0	1,490,000
法定福利費引当金の増減額	1,506,000	0	1,506,000
長期前受金戻入額	△ 212,678,000	13,283,071	△ 199,394,929
受取利息	0	0	0
支払利息	52,610,000	△ 223,762	52,386,238
未収金の増減額(△は増加)	1,941,958	△ 271,958	1,670,000
前払金の増減額(△は増加)	0	0	0
貯蔵品の増減額(△は増加)	0	0	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0	0	0
未払金の増減額(△は減少)	△ 36,020,088	8,136,186	△ 27,883,902
前受金の増減額(△は減少)	0	0	0
預り金の増減額(△は減少)	0	0	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 15,046,000	15,046,000	0
・その他の増減額	0	0	0
小計	200,382,233	40,790,707	241,172,940
利息の受取額	0	0	0
利息の支払額	△ 52,610,000	223,762	△ 52,386,238
業務活動によるキャッシュ・フロー	147,772,233	41,014,469	188,786,702

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	補正前	補正予算及び 決算見込による変動	補正後
有形固定資産の取得による支出	△ 160,227,272	5,721,590	△ 154,505,682
工事負担金等による収入	15,000,000	3,404,170	18,404,170
補助金等による収入	75,100,000	△ 31,468,560	43,631,440
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 70,127,272	△ 22,342,800	△ 92,470,072

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	75,100,000	0	75,100,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 375,300,000	156,541	△ 375,143,459
他会計からの補助金等による収入	202,650,000	50,000,000	252,650,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 97,550,000	50,156,541	△ 47,393,459

資金増減額	△ 19,905,039	68,828,210	48,923,171
資金期首残高	93,398,524	5,991,939	99,390,463
資金期末残高	73,493,485	74,820,149	148,313,634

令和6年度 遊佐町下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 下水道事業収益		703,927	△ 50,000	653,927			
1. 営業収益		163,859		163,859			
2. 営業外収益		540,048	△ 50,000	490,048			
	1.受取利息	0		0			
	2.受託工事収益	0		0			
	5.他会計負担金	238,511		238,511			
	6.他会計補助金	88,839	△ 50,000	38,839	1.他会計補助金	△ 50,000	資本的収支への資金充当
	7.長期前受金戻入	212,678		212,678			
	9.雑収益	10		10			
	10.消費税還付金	10		10			
3. 特別利益		20		20			

支 出

(単位:千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 下水道事業費用		665,771	△ 25,500	640,271			
1. 営業費用		574,020	△ 25,500	548,520			
	1.管渠処理場費	149,447	△ 24,500	124,947			
					19.委託料	△ 4,000	決算見込に伴う事業費の減
					22.修繕費	△ 15,500	決算見込に伴う事業費の減
					25.路面復旧費	△ 4,000	決算見込に伴う事業費の減
					26.工事請負費	△ 1,000	決算見込に伴う事業費の減
	2.受託工事費	0		0			
	3.総係費	44,735	△ 1,000	43,735	19.委託料	△ 1,000	決算見込に伴う事業費の減
	4.減価償却費	365,389		365,389			
	5.資産減耗費	14,342		14,342			
	6.その他営業費用	107		107			
2. 営業外費用		74,710		74,710			
3. 特別損失		16,376		16,376			
4. 予備費		665		665			

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		367,850	50,000	417,850			
1. 企業債		75,100		75,100			
2. 他会計補助金		202,650	50,000	252,650			
	1. 他会計補助金	202,650	50,000	252,650			
					1. 他会計補助金	50,000	収益的収支からの資金充当
3. 国庫補助金		75,100		75,100			
4. その他資本的収入		15,000		15,000			

支 出

(単位:千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		551,550	0	551,550			
1. 建設改良費		175,250	0	175,250			
	1. 下水道建設改良費	175,250	0	175,250			
2. 固定資産購入費		1,000		1,000			
3. 企業債償還金		375,300		375,300			

議第 1 4 号

遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の設定について

遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
を次のように制定する。

遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令の定めるところによる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法の改正に伴い、遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を整備するため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 15 号

遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例(平成22年条例19号)
の一部を次のように改正する。

第2条の表中「上山崎17番地の4」を「堰中瀬25番地の4」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

高瀬まちづくりセンターを旧高瀬小学校に移転することに伴い、位置が変更とな
るため、提案するものである。

令和7年3月3日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 16 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように制定する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第 1 編 関係条例の一部改正（第 1 条—第 6 条）

第 2 編 経過措置

第 1 章 通則（第 7 条・第 8 条）

第 2 章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に伴う経過措置（第 9 条—第 11 条）

附則

第 1 編 関係条例の一部改正

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 43 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 13 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 25 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第3号及び第4号、第12条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに第16条第1項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（遊佐町個人情報保護法施行条例の一部改正）

第4条 遊佐町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（遊佐町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第5条 遊佐町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（遊佐町消防団条例の一部改正）

第6条 遊佐町消防団条例（令和6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第7条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条

に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。以下同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第25条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経

過措置)

第 1 1 条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第 3 条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第 1 2 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 2 項（第 3 号に係る部分に限る。）並びに第 1 6 条第 1 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

（施行期日）

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に関し、関係する規定を整備するため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 17 号

遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定
について

遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一
部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまで
の子」に改める。

第 15 条第 1 項中「その他規則で定める者」の次に「（第 18 条の 2 第 1 項に
おいて「配偶者等」という。）」を加える。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況
に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資
する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」とい
う。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又
は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認する
ための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度
（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する
事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 18 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう
にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第2(15)の号中、「看護」を「看護等」に改め、「又は」を「、疾病の」に改め、「を行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改め、同表(23)の号中「勤務を要しない日」を「週休日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 遊佐町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「任命権者により育児若しくは介護のための休暇を承認され、又は任命権者に育児若しくは介護のための休暇を請求した」を「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない」に改め、「又は介護のための休暇の」を「時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附則

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

国家公務員の育児休業及び介護休業等に関する法律の改正に基づき、職員の仕事と育児・介護の両立支援を図るため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 18 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第13条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。))」を加える。

第16条第1項第1号中「有料の道路(以下この項から第3項まで)」を「有料の道路(以下この条)」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「(第1号

及び次項」を「（第1号、次項及び第5項）に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- （1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

同条第4項中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第5号）第1条に規定する職員その他規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第16条の2第3項中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条に規定する職員その他規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第24条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第28条の2中「、第13条から第15条まで及び第27条」を「及び第13条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 別紙記載

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における附則第1項の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第13条の規定の適用については、同条第2項中「

(5) 重度心身障がい者」とあるのは「

(5) 重度心身障がい者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 改正後給与条例第16条第4項及び第16条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な規定は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係） 別紙記載

提 案 理 由

山形県人事委員会勧告等に準じ、職員の給与改定等を行うため、提案するものである。

令和7年3月3日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

別表第 1

行政職給料表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等		円	円	円	円	円	円
	1	185,100	233,600	269,300	303,400	326,200	360,600
	2	186,200	235,100	270,400	304,900	328,000	362,400
	3	187,500	236,700	271,400	306,400	329,900	364,000
	4	188,600	238,200	272,400	307,800	331,600	365,600
	5	189,700	239,700	273,400	309,200	333,300	367,200
	6	191,500	241,200	274,400	310,400	335,000	369,100
	7	193,100	242,700	275,400	311,400	336,800	370,600
	8	194,700	244,300	276,400	312,600	338,500	372,200
	9	196,400	245,800	277,500	313,800	340,100	373,600
	10	198,200	247,200	278,500	315,400	341,800	375,200
	11	199,800	248,600	279,500	317,100	343,600	376,900
	12	201,400	250,100	280,600	318,700	345,200	378,400
	13	203,200	251,300	281,600	320,200	346,700	380,300
	14	204,900	252,500	282,900	321,800	348,300	382,200
	15	206,600	253,700	284,200	323,500	350,000	384,200
	16	208,400	254,900	285,500	325,100	351,500	386,000
	17	209,800	256,000	286,800	326,600	352,900	387,600
	18	211,400	257,200	288,100	328,300	354,600	389,400
	19	213,000	258,300	289,300	330,000	356,300	391,100
	20	214,500	259,400	290,600	331,600	357,900	392,700
	21	216,200	260,400	291,700	333,000	359,100	394,500
	22	217,800	261,400	292,900	334,700	360,600	395,900

23	219,500	262,400	294,200	336,500	362,100	397,300
24	221,200	263,400	295,500	338,100	363,700	398,700
25	222,900	264,500	296,900	339,300	365,400	400,100
26	224,700	265,400	297,900	341,200	367,200	401,300
27	226,200	266,300	298,900	343,000	368,900	402,500
28	227,800	267,200	300,000	344,600	370,700	403,600
29	229,100	268,000	301,100	346,100	372,100	404,700
30	230,200	268,800	302,300	347,700	373,400	405,900
31	231,400	269,600	303,500	349,400	374,700	407,100
32	232,500	270,500	304,700	351,000	376,100	408,200
33	233,600	271,200	305,900	352,700	377,200	408,900
34	234,700	272,000	307,200	354,600	378,100	409,600
35	235,800	272,800	308,500	356,400	379,100	410,300
36	236,900	273,500	309,900	358,200	380,200	411,000
37	238,100	274,200	311,200	359,700	381,000	411,600
38	239,100	275,000	312,500	361,100	382,000	412,200
39	240,100	275,800	313,800	362,600	382,900	412,700
40	241,000	276,500	315,100	364,000	383,700	413,100
41	241,900	277,300	316,500	365,500	384,500	413,500
42	242,800	278,100	317,800	366,300	385,300	413,700
43	243,600	278,900	319,100	367,400	386,100	414,000
44	244,500	279,600	320,200	368,400	386,800	414,300
45	245,200	280,300	321,100	369,300	387,500	414,600
46	245,800	281,000	322,400	370,400	388,200	414,900
47	246,400	281,700	323,800	371,300	388,900	415,200
48	247,000	282,400	325,100	372,300	389,700	415,500
49	247,600	283,100	326,300	373,200	390,200	415,800
50	248,200	283,900	327,600	373,900	390,800	416,100

5 1	2 4 8, 8 0 0	2 8 4, 6 0 0	3 2 8, 8 0 0	3 7 4, 6 0 0	3 9 1, 4 0 0	4 1 6, 4 0 0
5 2	2 4 9, 3 0 0	2 8 5, 3 0 0	3 3 0, 1 0 0	3 7 5, 2 0 0	3 9 2, 1 0 0	4 1 6, 7 0 0
5 3	2 4 9, 8 0 0	2 8 5, 9 0 0	3 3 1, 4 0 0	3 7 5, 6 0 0	3 9 2, 5 0 0	4 1 6, 9 0 0
5 4	2 5 0, 2 0 0	2 8 6, 6 0 0	3 3 2, 5 0 0	3 7 6, 2 0 0	3 9 3, 1 0 0	4 1 7, 2 0 0
5 5	2 5 0, 6 0 0	2 8 7, 2 0 0	3 3 3, 6 0 0	3 7 7, 0 0 0	3 9 3, 7 0 0	4 1 7, 5 0 0
5 6	2 5 0, 9 0 0	2 8 7, 9 0 0	3 3 4, 7 0 0	3 7 7, 7 0 0	3 9 4, 3 0 0	4 1 7, 8 0 0
5 7	2 5 1, 2 0 0	2 8 8, 5 0 0	3 3 5, 4 0 0	3 7 8, 0 0 0	3 9 4, 7 0 0	4 1 8, 0 0 0
5 8	2 5 1, 5 0 0	2 8 9, 2 0 0	3 3 6, 3 0 0	3 7 8, 7 0 0	3 9 5, 3 0 0	4 1 8, 3 0 0
5 9	2 5 1, 8 0 0	2 8 9, 8 0 0	3 3 7, 1 0 0	3 7 9, 4 0 0	3 9 5, 9 0 0	4 1 8, 6 0 0
6 0	2 5 2, 1 0 0	2 9 0, 6 0 0	3 3 7, 9 0 0	3 8 0, 0 0 0	3 9 6, 4 0 0	4 1 8, 8 0 0
6 1	2 5 2, 4 0 0	2 9 1, 2 0 0	3 3 8, 7 0 0	3 8 0, 3 0 0	3 9 6, 8 0 0	4 1 9, 0 0 0
6 2	2 5 2, 7 0 0	2 9 1, 9 0 0	3 3 9, 1 0 0	3 8 0, 8 0 0	3 9 7, 4 0 0	4 1 9, 3 0 0
6 3	2 5 3, 0 0 0	2 9 2, 5 0 0	3 3 9, 7 0 0	3 8 1, 5 0 0	3 9 7, 9 0 0	4 1 9, 6 0 0
6 4	2 5 3, 3 0 0	2 9 3, 0 0 0	3 4 0, 5 0 0	3 8 2, 1 0 0	3 9 8, 4 0 0	4 1 9, 8 0 0
6 5	2 5 3, 6 0 0	2 9 3, 5 0 0	3 4 1, 3 0 0	3 8 2, 4 0 0	3 9 8, 7 0 0	4 2 0, 0 0 0
6 6	2 5 3, 9 0 0	2 9 4, 1 0 0	3 4 2, 0 0 0	3 8 3, 0 0 0	3 9 9, 1 0 0	4 2 0, 3 0 0
6 7	2 5 4, 2 0 0	2 9 4, 6 0 0	3 4 2, 7 0 0	3 8 3, 7 0 0	3 9 9, 5 0 0	4 2 0, 6 0 0
6 8	2 5 4, 5 0 0	2 9 5, 2 0 0	3 4 3, 3 0 0	3 8 4, 3 0 0	3 9 9, 9 0 0	4 2 0, 8 0 0
6 9	2 5 4, 8 0 0	2 9 5, 7 0 0	3 4 3, 8 0 0	3 8 4, 7 0 0	4 0 0, 2 0 0	4 2 1, 0 0 0
7 0	2 5 5, 1 0 0	2 9 6, 2 0 0	3 4 4, 4 0 0	3 8 5, 2 0 0	4 0 0, 5 0 0	4 2 1, 3 0 0
7 1	2 5 5, 4 0 0	2 9 6, 9 0 0	3 4 4, 9 0 0	3 8 5, 8 0 0	4 0 0, 8 0 0	4 2 1, 6 0 0
7 2	2 5 5, 7 0 0	2 9 7, 5 0 0	3 4 5, 5 0 0	3 8 6, 3 0 0	4 0 1, 0 0 0	4 2 1, 8 0 0
7 3	2 5 6, 0 0 0	2 9 8, 0 0 0	3 4 5, 8 0 0	3 8 6, 8 0 0	4 0 1, 2 0 0	4 2 2, 0 0 0
7 4	2 5 6, 3 0 0	2 9 8, 5 0 0	3 4 6, 3 0 0	3 8 7, 4 0 0	4 0 1, 6 0 0	
7 5	2 5 6, 6 0 0	2 9 8, 9 0 0	3 4 6, 7 0 0	3 8 7, 9 0 0	4 0 1, 9 0 0	
7 6	2 5 6, 9 0 0	2 9 9, 3 0 0	3 4 7, 1 0 0	3 8 8, 2 0 0	4 0 2, 1 0 0	
7 7	2 5 7, 3 0 0	2 9 9, 4 0 0	3 4 7, 5 0 0	3 8 8, 6 0 0	4 0 2, 3 0 0	
7 8	2 5 7, 6 0 0	2 9 9, 7 0 0	3 4 8, 0 0 0	3 8 9, 2 0 0	4 0 2, 6 0 0	

79	257,900	299,900	348,500	389,600	402,900	
80	258,200	300,200	349,000	390,000	403,100	
81	258,500	300,400	349,300	390,400	403,300	
82	258,800	300,600	349,700	390,900	403,600	
83	259,100	300,900	350,200	391,300	403,900	
84	259,400	301,100	350,600	391,700	404,100	
85	259,700	301,400	350,900	392,000	404,300	
86	260,000	301,700	351,300			
87	260,300	302,000	351,700			
88	260,600	302,300	352,100			
89	260,900	302,600	352,300			
90	261,200	303,000	352,700			
91	261,500	303,300	353,200			
92	261,800	303,700	353,600			
93	262,100	303,800	353,700			
94		304,000	354,200			
95		304,400	354,600			
96		304,800	354,900			
97		305,000	355,200			
98		305,300	355,600			
99		305,700	356,000			
100		306,100	356,400			
101		306,300	356,900			
102		306,600	357,300			
103		306,900	357,700			
104		307,200	358,100			
105		307,400	358,600			
106		307,700	359,000			

	107		308,000	359,300			
	108		308,300	359,600			
	109		308,500	360,100			
	110		308,900				
	111		309,400				
	112		309,700				
	113		309,800				
	114		310,100				
	115		310,400				
	116		310,800				
	117		311,000				
	118		311,200				
	119		311,500				
	120		311,800				
	121		312,200				
	122		312,400				
	123		312,700				
	124		313,000				
	125		313,300				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		194,900	222,800	264,000	284,000	299,400	325,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。ただし、
第29条に規定する者を除く。

附則別表

号給の切替表 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
1 0	6	2	2	1
1 1	7	3	3	1
1 2	8	4	4	1
1 3	9	5	5	1
1 4	1 0	6	6	2
1 5	1 1	7	7	3
1 6	1 2	8	8	4
1 7	1 3	9	9	5
1 8	1 4	1 0	1 0	6
1 9	1 5	1 1	1 1	7
2 0	1 6	1 2	1 2	8
2 1	1 7	1 3	1 3	9
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2

2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0

5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8

8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	
8 7	8 3	7 9	7 9	
8 8	8 4	8 0	8 0	
8 9	8 5	8 1	8 1	
9 0	8 6	8 2	8 2	
9 1	8 7	8 3	8 3	
9 2	8 8	8 4	8 4	
9 3	8 9	8 5	8 5	
9 4	9 0			
9 5	9 1			
9 6	9 2			
9 7	9 3			
9 8	9 4			
9 9	9 5			
1 0 0	9 6			
1 0 1	9 7			
1 0 2	9 8			
1 0 3	9 9			
1 0 4	1 0 0			
1 0 5	1 0 1			
1 0 6	1 0 2			
1 0 7	1 0 3			
1 0 8	1 0 4			

1 0 9	1 0 5			
1 1 0	1 0 6			
1 1 1	1 0 7			
1 1 2	1 0 8			
1 1 3	1 0 9			

議第 19 号

一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和45年条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 当分の間、第28条の規定の適用については、同条中「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定の適用を受ける国家公務員」とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律改正に伴い、関係条例を整備するため提案するものである。

令和7年3月3日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 20 号

遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例(平成19年条例第25号)の一部を
次のように改正する。

第11条第3号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 町民の生涯スポーツ振興に関する業務

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

遊佐町体育施設の指定管理者が行う業務内容を拡充するため、提案するものであ
る。

令和7年3月3日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 2 1 号

遊佐町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町立保育所設置条例の一部を改正する条例

遊佐町立保育所設置条例（昭和 5 3 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名 称	位 置	定 員
遊佐町立保育所 遊佐保育園	遊佐町遊佐字五所ノ馬場 4 番地の 1	8 0 名
遊佐町立保育所 藤崎保育園	遊佐町増穂字西田 9 6 番地	7 0 名

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

町立吹浦保育園の廃止に伴い関係する規定を整備するため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 2 2 号

遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を準用する遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について整備するため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 2 3 号

遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 4 項第 3 号に次のように加える。

エ 満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、現年度 4 月 1 日時
点で 1 8 歳未満の特定被監護者等（令第 1 4 条に規定する特定被監
護者をいう。）が 3 人以上いる場合に、当該 1 8 歳未満の年長者か
ら数えて 3 人目以降に該当する者に対する副食の提供（ア又はイに
該当するものを除く。）

第 5 2 条第 2 項中「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
について関係する規定を整備するため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 2 4 号

遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
遊佐町空き家等の適正管理に関する条例（平成 2 5 年条例第 7 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 条中「この条例は、」の次に「空き家等対策の推進に関する特別措置
法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）に定めるもののほ
か、」を加える。

第 2 条第 1 項第 4 号を第 5 号に、第 3 号を第 4 号に、第 2 号を第 3 号と
し、同号を次のように改める。

（3） 管理不全空き家等 空き家等が適切な管理が行われていないこ
とによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるお
それのある状態と認められる空き家等をいう。

第 2 条第 1 項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 特定空き家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険と
なるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状
態若しくは適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損
なっている状態又はその他周辺の生活環境の保全を図るために放置
することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。

第 3 条中「管理不全な状態にある空き家等」を、「特定空き家等及び管
理不全空き家等」に改め、「空き家等が管理不全な状態にあることにより」
を削る。

第 4 条中「管理不全な状態」を「特定空き家等及び管理不全空き家等」
に改める。

第５条中「管理不全な状態にある」を「特定空き家等及び管理不全」に改める。

第７条中「管理不全な状態にある」を「特定空き家等及び管理不全空き家等」に改める。

第８条第１項中「管理不全な状態にある」を「特定空き家等及び管理不全空き家等の状態が改善されない」に改め、同条第２項中「遊佐町空き家等適正管理審議会」を「遊佐町空き家等適正管理協議会」に改める。

第１３条第１項中「管理不全」を「特定空き家等及び管理不全空き家等」に改め、「管理不全な状態を解消するために」を削り、同条第４項中「遊佐町空き家等適正管理審議会」を「遊佐町空き家等適正管理協議会」に改める。

第１４条を次のように改める。

（遊佐町空き家等適正管理協議会の設置）

第１４条 空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施、特定空き家等及び管理不全空き家等の認定及び措置に対して協議するため、遊佐町空き家等適正管理協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第１５条中「審議会」を「協議会」に、「諮問事項に関し優れた識見を有する者」を「協議事項に関し法第８条第２項に規定する者」に改める。

第１６条を削る。

第１７条中「審議会」を「協議会」に改め、「会長」を「町長」に改め、同条を第１６条とする。

第１８条中「審議会」を「協議会」に改め、同条を第１７条とする。

第１９条中「審議会」を「協議会」に改め、同条を第１８条とする。

第２０条を第１９条に第２１条を第２０条とする。

附則

この条例は令和７年４月１日から施行する。

提 案 理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 2 5 号

財産の無償貸付けについて

町は、次により財産を無償貸付けするものとする。

1 貸付けしようとする財産

建物 遊佐町吉出字金俣 1 9 番 1

(1) 鉄骨作業所 床面積 4 2 8 . 1 1 平方メートル

(2) 木造事務所 床面積 8 9 . 2 5 平方メートル

総床面積 5 1 7 . 3 6 平方メートル

2 評価額

(1) 鉄骨作業所 4 , 7 2 6 , 0 7 4 円

(2) 木造事務所 8 8 3 , 6 7 1 円

総評価額 5 , 6 0 9 , 7 4 5 円

3 貸付けの相手方

酒田市曙町 1 丁目 1 番地

庄内みどり農業協同組合 代表理事組合長 田村久義

4 貸付けしようとする理由

農業振興施設として使用するため

5 無償貸付けの期間

令和 7 年 4 月 1 日から 5 年間

提 案 理 由

5 年間の貸付期間が満了することから、再び農業振興施設として無償貸付けするため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 2 6 号

令和 6 年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る
請負契約の一部変更について

令和 6 年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）の一部を次のように変更する。

議決年月日 及び番号	内 容		
	事項名	変 更 前	変 更 後
令和 6 年 9 月 1 0 日 議第 6 2 号	工期	着工 令和 6 年 9 月 10 日 完成 令和 7 年 3 月 31 日	着工 令和 6 年 9 月 10 日 完成 令和 7 年 5 月 30 日

議決年月日 及び番号	内 容		
	事項名	変 更 前	変 更 後
令和 6 年 1 2 月 6 日 議第 8 5 号	契約金額	134, 499, 200 円	154, 856, 900 円

提 案 理 由

令和 6 年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）の施工にあたり、工期及び契約金額を変更して実施する必要があるので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 2 7 号

R 6 災 4 6 - 1 0 2 江 地 (2) 西通川揚水機場災害復旧工事
請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | R 6 災 4 6 - 1 0 2 江 地 (2) 西通川揚水機場災害
復旧工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 遊佐町江地地内 |
| 3 | 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和 7 年 3 月 3 1 日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 2 4 8 , 0 5 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 山形県鶴岡市宝田三丁目 1 番 1 号
三和メイテック株式会社
取締役社長 梅田 美樹也 |

提 案 理 由

R 6 災 4 6 - 1 0 2 江 地 (2) 西通川揚水機場災害復旧工事について
請負契約に付するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、
提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 28 号

遊佐町体育施設の指定管理者の指定について

町は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 施設の名称 (1) 遊佐町民体育館
 (2) 遊佐町民スポーツ広場（東コート）
 (3) サン・スポーツランド遊佐（野球場、テニスコート、多目的グラウンド）
- 2 指定管理者 遊佐町遊佐字鶴田 29 番地の 2
 遊佐町総合型スポーツ文化クラブ 遊's
 会長 佐 藤 信
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日より令和 10 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

遊佐町体育施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 2 9 号

遊佐町立図書館の指定管理者の指定について

町は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 施設の名称 遊佐町立図書館
- 2 指定管理者 遊佐町小原田字沼田 1 2 番地 1
遊佐ショッピングセンター協同組合
代表理事 柴 田 真 吾
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日より令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提 案 理 由

遊佐町立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 3 0 号

白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条の規定により、令和 6 年 3 月 1 3 日（令和 6 年 3 月議第 4 0 号）に議決した白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、別紙のとおり変更する。

提 案 理 由

白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更する必要があるので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定に基づき、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

白井・金俣辺地に係る総合整備計画書(第7期第1次変更)

山形県遊佐町 白井・金俣辺地
(辺地の人口326人、面積 14.5k㎡)

1. 辺地の概況

① 辺地を構成する町または字の名称

山形県飽海郡遊佐町白井新田字見晴野、道向、裏沢、長割、北根田、中南、二本松流、用水下、下檜沢、山道下、田甫、北ノ割、根小屋南上割、下根小屋、根小屋南中割、桜ノ木沢長根、上割、千度石長根、宮沢長根、西野、大南、小端沢北、後平、西山、下北根小屋、山道端、桜森、立石田、山田、又根田、南前田、大坪、上北根小屋、中森、東前田、村下、ガツカラ石、大石、大谷地、深沢、大面、石本、石合、小石森、内田、下小旗、上小旗、藤ノ本、道南、百々沢北森、林田、家ノ下、下大坪、上檜沢、大石沢北、大石流、小端沢流、百々沢南、藤井南、藤井中、藤井北及び、同所吉出字金俣、懐ノ内、臂曲

② 辺地の中心の位置 遊佐町白井新田字千度石長根68

③ 辺地度点数 182 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、本町中心部より約6km東方の鳥海山山間山麓部に位置しています。歴史的には比較的新しく、江戸時代の開田開拓による集落と戦後の入植開拓による集落とによって構成されています。主産業は農業で、稲作、畜産のほか、複合経営の進展により、野菜作付面積が増加していますが、山間地であることから生産性は一般に低く、ほとんどが他産業従事との兼業です。当区域の現況として、

- (1) 道路は屈曲し幅員の細い部分が多く、また本町中心部から遠いため、冬期間は特に通勤・通学等住民の生活に不便をきたしている。山間部における町道の法面補修、側溝の整備等が不十分となっていることから排水対策等の安全対策が急務となっている。
- (2) 当区域には「四季の森しらい自然館」を中心として、恵まれた自然条件を活かした観光資源が多く点在しているが、その環境整備は未だ不十分である。

このような課題に対応するため、次の諸事業を総合的かつ計画的に実施するものです。

① 道路・橋梁施設

当該地域内道路は、市街地と山間部を結ぶ重要な幹線道路として位置づけられており、通勤・通学、また鳥海山観光地への連絡ルートとして利用されております。

山間地ということもあり、狭隘な道路が多く道路幅員の確保が必要とされており、あわせて近年の豪雨災害対策として安全確保を必要とするため一部法面補修、側溝の整備を行うものです。

当該辺地の内外を結ぶ町道畑藤井金俣線・広畑橋については、昭和31年に架設し竣工後50年を超える老朽橋となっております。主桁については損傷が著しく、耐荷力及び耐震性能が不足している状況にあり、また現況の幅員は狭隘で車輛のすれ違いが困難で危険な状況

にあることから、道路利用者が安心して利用できるよう、令和 5 年度までに本橋前後の取り付け道路の拡幅改良及び橋梁の架け替えを行い、令和 5 年 12 月に新橋が開通しています。継続して旧橋梁の撤去まで計画的に実施することが必要です。

② 観光・レクリエーション施設

本町は、豊富な湧水に恵まれた「湧水の町」として知られており、当該地域の観光主要施設である「四季の森しらい自然館」を中心に県内外より多くの観光客が訪れます。「四季の森しらい自然館」については、自然学習や地域の歴史、文化に触れあうことのできる交流体験型宿泊施設として平成 18 年 4 月から営業しており、地元の小中学校の自然体験活動の受入や、県内外からのスポーツ合宿、地域の食材・資材等を活用した豊富な体験活動メニューの提供を行うグリーンツーリズムの拠点施設となっております。オープンから間もなく 20 年を経過することに伴い、経年劣化による損耗が建物全体にみられることから、これまでボイラー、給配管設備の更新を行ってきました。引き続き計画的に客室等の空調機の更新を行い、各種交流体験や県内外からの教育研修等の受け入れ体制の充実を図ります。

3. 公共的施設の整備計画

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

(単位：千円)

事業区分 施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源の内 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路・橋梁施設	遊佐町	<u>167,984</u>	<u>77,523</u>	<u>90,461</u>	<u>90,400</u>
観光またはレクリエーション施設	遊佐町	<u>19,600</u>		<u>19,600</u>	<u>19,600</u>
合 計		<u>187,584</u>	<u>77,523</u>	<u>110,061</u>	<u>110,000</u>

議第 3 1 号

酒田市との庄内北部定住自立圏形成に関する協定書の変更に
ついて

遊佐町は、酒田市との間において締結した庄内北部定住自立圏の形成
に関する協定書（平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日締結）を次のとおり変更す
るものとする。

庄内北部定住自立圏の形成に関する協定書の一部を次のように変更す
る。

別表第 1 1 医療（1）休日及び夜間における診療体制の充実の表中
「

圏域内の休日及び夜間の診療体制確保のため、甲が開設する「酒田
市休日診療所」及び日本海総合病院において酒田地区医師会の協力
により実施する「平日夜間診療事業」の維持継続とともに、圏域内
の住民に対し、これら初期救急医療施設の適正な利用に関する普及
啓発を図る。

」

を

「

圏域内の休日及び夜間の診療体制確保のため、休日診療及び平日夜
間診療の初期救急医療体制を維持継続するにあたり、必要な支援を
行う。また、圏域内の住民に対し、これら初期救急医療施設の適正
な利用に関する普及啓発を図る。

」

に改める。

別表第 1 3 教育中（2）文化振興事業の推進の表を削り、（3）
生涯学習・社会教育事業の相互利用の表を（2）生涯学習・社会教育事
業の相互利用の表とし、（4）文化財の保護及び利活用の推進の表を削
る。

別表第1中「4 産業」を「4 産業振興」に改める。

別表第1 4 産業振興中（2）企業振興、企業誘致等の推進の表を削り、（3）創業の促進の表を（2）創業の促進の表とし、（4）高校生の地元定着の促進の表を（3）高校生の地元定着の促進の表とする。

別表第1 5 その他（4）国際交流サロンの広域利用の表から（6）消防防災・災害対応体制の充実の表までを削る。

別表第1中5 その他の表を7 その他の表とし、4 産業振興の表の次に次の2表を加える。

5 環境

森林環境の保全

取組みの内容	圏域内の森林における松くい虫の被害を防止するため、当該被害に対する防除体制の確立を図り、必要に応じて連携した被害調査及び防除対策を行う。
甲の役割	甲の関係住民と連携を図りながら、乙と松くい虫被害及び防除に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて、乙と協調して松くい虫の被害調査及び防除対策を行う。
乙の役割	乙の関係住民と連携を図りながら、甲と松くい虫被害及び防除に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて、甲と協調して松くい虫の被害調査及び防除対策を行う。

6 防災

消防防災・災害対応体制の充実

取組みの内容	圏域内の消防防災体制及び災害発生時の対応充実を図るため、圏域内で情報共有しながら、災害発生時に、その被災を最小限に抑えるとともに、避難者支援の充実に取り組む。
甲の役割	甲は関係団体と連携を図りながら、乙と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には乙と連携して

	災害対応と避難者等の支援を行う。
乙の役割	乙の関係団体と連携を図りながら、甲と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には甲と連携して災害対応と避難者等の支援を行う。

別表第2 1 交通インフラの整備の表及び2 地域公共交通の表を次のように改める。

1 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの構築

取組みの内容	圏域内住民の日常生活の利便性の向上及び交流人口の拡大を図るため、新たな地域公共交通の導入の検討を行う。
甲の役割	乙及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。
乙の役割	甲及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。

2 道路等の交通インフラの整備

(1) 道路・鉄道等インフラ整備の推進

取組みの内容	圏域内の住民の利便性や物流機能の向上を図るため、道路や鉄道の交通アクセスの確保と強化等、圏域のネットワーク化に繋がる交通網の整備を推進する。
甲の役割	国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備を推進するうえで、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備をともに推進する。

(2) 市町道ネットワークの向上

取組みの内容	圏域内の地域間ネットワークの安全な通行確保を図るため、トンネル点検の協調実施により、効率化及び低コスト化を図る。
甲の役割	行政区域に跨る道路について、乙との協議調整を経てトンネル点検の協調実施を行い、安全な地域間ネットワーク確保のために計画的で効率的な維持管理を行う。
乙の役割	行政区域に跨る道路について、甲との協議調整を経てトンネル点検の協調実施を行い、安全な地域間ネットワーク確保のために計画的で効率的な維持管理を行う。

別表第2中3 その他の表を4 その他の表とし、2 道路等の交通インフラの整備の表の次に次の1表を加える。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

国際交流サロンの広域利用

取組みの内容	圏域内の外国出身者が暮らしやすい環境づくりを進めるため、甲が設置する酒田市国際交流サロンについて、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。
甲の役割	酒田市国際交流サロンで実施する事業について、乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。
乙の役割	乙の住民に対して、酒田市国際交流サロンの利用に関する周知を行う。

提 案 理 由

酒田市との間において締結した庄内北部定住自立圏の形成に関する協定書を変更するため、遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

令和7年3月3日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 3 2 号

庄内広域行政組合の共同処理する事務及び規約の変更について

庄内広域行政組合の共同処理する事務及び庄内広域行政組合規約（昭和 4 7 年指令地第 6 4 2 号）を別紙のとおり変更する。

提 案 理 由

東北公益文科大学の公立化に伴い、山形県と庄内広域行政組合が公立大学法人の設立団体となることから、庄内広域行政組合の共同処理する事務及び庄内広域行政組合規約を変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

別紙

庄内広域行政組合同規約の一部を変更する規約

庄内広域行政組合同規約(昭和47年指令地第642号)の一部を次のように変更する。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づく公立大学法人の設立及び同法の規定により設立団体が行うこととされる事項に関する事務

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定に基づく山形県知事の許可のあった日から施行する。

議第 33 号

遊佐町監査委員の選任について

次の者を遊佐町監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 遊佐町遊佐字舞鶴 79 番地の 16

氏 名 本間 康弘

昭和 30 年 10 月 28 日生

提 案 理 由

遊佐町監査委員 本間康弘氏は、令和 7 年 3 月 31 日に任期満了となるので、再び遊佐町監査委員として選任するため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 3 4 号

遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を遊佐町固定資産評価審査委員会委員にすることについて、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 遊佐町野沢字野沢 1 9 1 番地の 2

氏 名 菅原 恵美

昭和 3 4 年 8 月 1 5 日生

提 案 理 由

遊佐町固定資産評価審査委員会委員 村井美恵子氏は、令和 7 年 3 月 3 1 日に任期満了となるので、新たに菅原恵美氏を遊佐町固定資産評価審査委員会委員として選任するため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 3 5 号

人権擁護委員候補者の推せんについて

次の者を人権擁護委員候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 遊佐町遊佐字川端 1 3 番地の 6

氏 名 工藤 喜代子

昭和 3 2 年 1 月 8 日生

提 案 理 由

人権擁護委員 工藤喜代子氏は、令和 7 年 6 月 3 0 日に任期が満了となるので、再び人権擁護委員候補者として推せんするため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 36 号

人権擁護委員候補者の推せんについて

次の者を人権擁護委員候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 遊佐町吹浦字吉野森 24 番地の 1

氏 名 菅原 麻理子

昭和 37 年 2 月 15 日生

提 案 理 由

人権擁護委員 菅原麻理子氏は、令和 7 年 6 月 30 日に任期が満了となるので、再び人権擁護委員候補者として推せんするため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 37 号

人権擁護委員候補者の推せんについて

次の者を人権擁護委員候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	遊佐町大蕨岡字大淵 38 番地
氏 名	佐藤 るみ
	昭和 34 年 11 月 23 日生

提 案 理 由

人権擁護委員 土門尚三氏は、令和 7 年 6 月 30 日に任期が満了となるので、新たに佐藤るみ氏を人権擁護委員候補者として推せんするため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 38 号

副町長の選任について

次の者を副町長に選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 遊佐町遊佐字沖 4 番地の 18

氏 名 高橋 務

昭和 36 年 2 月 9 日生

提 案 理 由

副町長 池田与四也氏は、令和 7 年 3 月 31 日に任期満了となるので、新たに高橋務氏を副町長として選任するため、提案するものである。

令和 7 年 3 月 3 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美